

令和5年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月13日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 第 5 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 5 年 9 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問 [八木幹男議員、坂田昌則議員]
- 第 3 議案第 1 号 専決処分について
- 第 4 議案第 2 号 専決処分について
- 第 5 議案第 3 号 令和 5 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 第 6 議案第 4 号 令和 5 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 7 議案第 5 号 令和 5 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 8 議案第 6 号 令和 5 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 9 議案第 7 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 0 議案第 8 号 令和 5 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 教育委員会委員の任命について
- 第 1 2 議案第 9 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 1 3 認定第 1 号 令和 4 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 認定第 2 号 令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 認定第 3 号 令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 4 号 令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 認定第 5 号 令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 認定第 6 号 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 7 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 0 認定第 8 号 令和 4 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 1 報告第 1 号 令和 4 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 2 2 報告第 2 号 債権の放棄について
- 第 2 3 選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 2 4 意見書案第 8 号 肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書について
- 第 2 5 意見書案第 9 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 第 2 6 議員の派遣について
- 第 2 7 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
9番	杉山勝雄	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君					
副	町	長	吉	川	智	巳	君				
会	計	管	理	者	小	杉	昌	敏	君		
総	務	課	長	新	村	猛	君				
まちづくり推進課長	観	音	太	郎	君						
地域みらい創造室長	大	庭	路	世	君						
税	務	課	長	川	合	実	智	代	君		
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君	
保	健	福	祉	課	長	高	木	比	斗	志	君
保健センター所長	鎌	田	静	香	君						
商工観光交流課長	高	島	和	浩	君						
農	林	課	平	間	克	哉	君				
文化スポーツ課長	才	川	健	一	君						
建	設	水	道	課	長	今	瀧	毅	君		
水	道	整	備	室	長	岩	佐	和	男	君	
町立病院事務局長	才	川	育	世	君						
総務課財政係長	柴	田	崇	史	君						
教	育	長	鈴	木	貴	久	君				
管	理	課	長	梶	原	祐	治	君			
図	書	館	長	山	上	修	司	君			
農業委員会事務局長	栗	原	行	可	君						
農業委員会会長	只	野	透	君							
代表監査委員	大	西	宣	充	君						

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 竹本 匡志 君

---

開議挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。第5回定例会2日目会議に当たり、ご挨拶を申し上げます。本日は、2名からの一般質問。加えて、補正予算等の審議でございます。継続して、活発な論議をお願いいたしまして、会議の挨拶といたします。

---

開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） それでは、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、14人です。本日の議事日程は、印刷物で配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則126条の規定によって6番青田知史議員と8番坂田昌則議員を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

---

○議長（野村祐司議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。

それでは始めに、10番、八木幹男議員。

（「はい」の声）

10番、八木議員。

（8番 八木 幹男議員 登壇）

○10番（八木幹男議員） 番号10番、八木幹男。質問方式、時間制限方式。質問事項1、新しい美瑛高校の構築について。質問の要旨、文部科学省（以下「文科省」という。）は、新しい時代の高等学校教育の実現に向け、各高等学校の特色化・魅力化と高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化（以下「普通科改革」という。）に動き出しています。

また、これらのことを受けて新高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）が令和4年度から運用が開始され普通科改革が大きく動き出しています。

北海道においても、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が「これからの高校づくり

に関する指針・改訂版」の中で、地域とつながる高校づくりの方向性として、「地域と学校の連携・協働をより一層推進するため、コミュニティ・スクールの導入、コンソーシアムの整備、地域コーディネーターの配置、学校において地域連携を担当する教職員の明確化など、社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校や地域の実情に応じた推進体制の構築に取り組み、特色ある高校づくりを推進します。」と明記されています。新しい美瑛高校構築の絶好のチャンスが訪れたと言えるのではないのでしょうか。そこで、次の3点について町長お伺いをいたします。

(1) 役場内に、早急にプロジェクトチームを立ち上げ、ビジョンを明確にして進めるべきと考えますがいかがでしょうか。(2) コンソーシアムの整備が必須であり、そこに議会を加えるべきと考えますがいかがでしょうか。(3) 地域の教育資源を活用した教科・科目としてテロワールという概念を入れた教育課程を編成すべきと考えますがいかがでしょうか。質問の相手は町長です。

質問事項2、「第2のふるさとづくりプロジェクト」など「稼げる地域づくり」について。質問の要旨、観光庁は、「知人・親戚訪問、帰省」に近い感覚の旅の需要を刺激し、旅行の潜在需要を創出、滞在頻度や滞在日数、個人消費の増加を実現することは、観光・交通産業や地場産業に、新たな市場創出、平日・休日需要の平準化等の効果をもたらす可能性があるとして、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルの普及・定着を図るべく、「第2のふるさとづくりプロジェクト」を推進しています。

また、一般社団法人「超帰省協会」の「超帰省」という取り組みも注目されています。実家に帰る時に友達も一緒に、もしくはついていくことと定義しています。

「地元＝思い出や思い出があるまち」、生まれ育ったかどうかは関係なく、自分が地元と思える場所が地元であり、そこに友人同僚を連れて帰省することもありとも言っています。

働き方や住まい方が流動化している今、地域が一体となって新しい仕組みづくり、「稼げる地域」づくりをしていかなければならない時代になってきたと考えます。そこで、次の3点について町長の考えを伺います。(1) 美瑛出身の大学生、社会人が帰省する時に友達・同僚を連れて美瑛に帰ってくる。あるいは、結婚した時に、妻あるいは夫をつれて美瑛に帰ってくる。このような事に対する仕組みづくりは、できないのでしょうか。(2) テレワーク等で訪れてくれた人が、再び美瑛を訪れたいくなるような仕掛けづくり、関係人口のバージョンアップと言った取り組みづくりについて。(3) 人と人との触れ合いを起点とするこれらの活動では、町民が「美瑛には何もない」といった発言はご法度です。町民が「何をどう伝えるか」も大事になると考えるが。質問の相手は町長です。以上、よろしくお伺いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) おはようございます。昨日に引き続きましての一般質問どうぞよろしく  
お願いいたします。まず、10番、八木議員さんからの2項目にわたります質問に答弁を申し  
上げます。

質問事項1点目、新しい美瑛高校の構築についてお答えをいたします。地域とつながる高校  
づくりは、今後ますます重要性を増していくものと考えます。美瑛高校は既に、平成30年に  
コミュニティスクールである学校運営協議会を設立し、先駆的な取組を進めているところです。  
引き続き学校と町民が共に生徒の豊かな教育環境を支える取組を行っていくことを期待してお  
ります。先日の保田議員への答弁でも申し上げましたが、道立高校である美瑛高校の教育内容  
につきましては、町として権限を有していないことを重ねて申し添えさせていただき、答弁い  
たします。

1点目につきましては、議員御指摘の「これからの学校づくりに関する指針・改訂版」は、  
北海道教育委員会が作成したものであり、実施主体は北海道教育委員会及び美瑛高校だと捉え  
ております。その上で、プロジェクトチームに言及するとすれば、美瑛高校学校運営協議会が  
その役割を担うものと考えております。同協議会は地域団体やPTA、町担当課職員等で構成  
され、これまでも運営改善に御尽力いただいておりますので、現状や課題について最も理解が  
深いと考えております。

2点目につきましては、コンソーシアムの整備も美瑛高校が主体となって取り組むことと理  
解しております。もちろん、美瑛高校から連携を依頼されれば、町としても積極的に取り組ん  
でまいります。また、議会参加につきましても、高校と議会の判断によるものと思います。た  
だ、先ほどの御説明と重複する部分もありますが、学校運営協議会が既にコンソーシアム的な  
役割を果たしてきていると感じております。

3点目につきましては、議員も御承知のとおり、教育課程や教科、科目に関しては町に権限  
がございませんので、お答えする立場にないことを御理解いただきたいと存じます。ただ、未  
来ある若者たちにテロワール概念と、美しい大地美瑛の姿を学んでいただけるならば、それ  
は素晴らしいことだと私も同感いたします。

質問事項2点目、第2のふるさとづくりプロジェクトなど、稼げる地域づくりについてお答  
えいたします。人々の生活スタイルが変化中、コロナ禍がさらに棹さす形で、急激に働き  
方や消費行動が変わってきております。地方にとっては利点も多く、都会と地方の交流が広  
がり、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの「応援消費」で財源が集まってくるよう  
になりました。人口減少社会における地方自治体にとっては、チャンスともいえる状況でありま  
すので、流れを上手に捉えて、活性化に結びつけていかなければなりません。その基盤にある  
のは、魅力ある地域づくりを行うことに尽きると思います。



1点目につきまして、本町では既に「同窓会開催助成金事業」を実施して、ふるさと美瑛に人が集まることの効果に期待しております。さらに「第2のふるさと」と思っていたくには、本町そのものの魅力向上のほか、その人にとっての居場所や本町に関わる動機が求められてきます。現在行っている関係人口づくりをバージョンアップすることで、多くの人に選ばれ、訪れていただく町にしていきたいと思います。

2点目につきましては、テレワーク施設の利用者やコ・ワーケーションビレッジ事業等の参加者で、美瑛を再訪してくれている方は多く、関係人口づくりの成果を感じております。最近では、関係人口はむやみに数を追うのではなく、濃密な関係を築いてくれる方を増やすことが肝要だと指摘されております。しっかりした目的と計画の下、民間事業者やNPO、大学などとの連携を重ね、相互の信頼関係を築いた上で新しい展開へと移行していきたいと思います。

3点目につきましては、謙虚さの現れとも感じますし、生まれ育ったがゆえに良さに気づかないこともあると思います。町民の誰もが心の底から素晴らしい美瑛だと気づき、誇りを持ち、その気持ちを行動に移せるまちづくりのために、シビックプライド醸成に向けたシティプロモーション活動に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 八木です。それでは1項目の新しい美瑛高校構築につきまして、こちらのほうにつきまして再質問をさせていただきます。答弁をいただいていた第1印象は、第4回定例会の保田議員の一般質問の答弁からトーンダウンしてしまったなど、こう言わざるを得ない残念な答弁となっております。なお1点目、2点目、3点目の質問には、つながっておりますので、まとめて再質問させていただきます。

答弁では、1点目の項目につきましては、ビジョンを明確にして進めるべきではないかと、こういう問いに対しまして、プロジェクトチームに言及するとすれば、美瑛高校学校運営会がその役割を担うべきと考える。2点目につきましては、コンソーシアムの整備に関してであります。美瑛高校が主体となって取り組むべきであり、美瑛高校から連携を依頼されれば取り組むと。こういった答弁をいただいております。3点目、教科科目に関しましては、町には権限がありませんという内容で、前向きな視点が全く見られません。

私はここで、新しい美瑛高校と表現してみました。存続とか魅力化といった語り尽くされた内容から抜け出し、道教委の指針を踏まえ、町が主体となり、新しい美瑛高校をデザインしてみませんか。こういう問いであります。ここが起点であるということをご理解いただきたいと思います。我々が第1に認識すべきは、道教委が大きく変わってきていると、こういうことあります。以前は配置計画一辺倒でありましたが、改革に大きくかじを切った内容が、これからの高校づくりに関する姿勢、指針改訂版で見られます。そこには、次のように示されていま

す。一定の圏域での高校の在り方について、地域とともに考える新たな仕組みの構築。国の普通科改革を踏まえた、現代的な諸課題に対応するための学習に取り組む新しい学科の設置。それから3点目は、地域連携特例校等の在り方も含めた、地域における教育機能を維持するための方策。この三つの視点で、視点を指針を見直し、改訂版を策定したと、こういう内容で記載されております。道教委の指針を踏まえ、先進的地域は自治体が動き将来展望を示して、道教委と議論し結果を残しています。例となりますが、道教委では岩見沢と富良野における再編統合について、地元からの要望を踏まえた攻めの再編だと、高く評価をしております。

また、8月の議会運営委員会の道内所管事務調査で、福島町へ行ってきました。地元の福島商業高校では、2018年以降、入学者が10人前後で推移しているが、道教委の条件緩和に伴い、学生寮をつくり、生徒の全国募集に踏み込んでいます。さらに、町教育委員会に高校魅力化推進係を設置し、生徒に生徒確保につなげる動きをしていると、こういうことであります。

このように、地元自治体が主導して動いている高校は、成果を上げているという現実が新聞記事などから読み取ることが出来ます。このようなことを踏まえ、本町においても町が主体となり、つくり上げた新しい美瑛高校モデルをベースに、美瑛高校、町、さらに、専門家、大学などの教育機関を加えたコンソーシアムをつくり、議論をしていく。こういった一連の流れをつくっていくべきではありませんか。こういった提案であります。また、調整役として、地域コーディネーターも必要になってくる、こういう理解をしております。このような内容について、再度町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） まず、昨日の保田議員さんとの質疑の中でも申し述べさせていただきましたけれども、美瑛高校が重要である、美瑛高校これまで美瑛町において美瑛高校が果たしてきた役割も十分認め、美瑛高校の魅力化というものを求めていくというのは全く、八木議員さんと同感でございましてそこに関しては共通の認識、共通の感覚であると思っております。その上で、高校について議論をしていく際に、昨日も申しましたが、順を追って話を進めていかなければならないという風に感じているところでございます。

先ほどのご質問また答弁も申し上げましたけれども、これからの学校づくりに関する指針改訂版は、道教委が道立高校に向けて発信したものでありまして、地方自治体に対してこうなさいという内容のものではございません。まさに、自らが自ら改革をしていかなければなりませんよという意思の表れであると思っております。ですので、言葉尻をとらえるわけではないんですけれども、コンソーシアムの整備というものも、自治体がコンソーシアムを整備しなさいという風に求められるものではなくて、美瑛高校自らがコンソーシアムを作りなさいという

ことであると、私たちは理解しております。まずは、道立美瑛高校自体がどのように動いていくのか、そこに美瑛高校の意思がどのように表れてくるのかというところを見なければ、そこを支えていく自治体としての発信力といいますか方向性というのはなかなか定めがたいというところを私としてはご理解をいただきたいと思います。

先ほど言及されました地域とともに考える、あるいは新しい学科の設置などなどでございませぬけれども、新しい学科の設置につきましては、当然美瑛町に権限があるものではなくこれも、美瑛高校自らが新しい学科の設置を考え、そこで魅力アップを図っていくものと考えているところでございます。例えば昨日も申しましたけれども、町から高校に対してこういうような取組出来ませんかと言ってもなかなか理解を得られない現状の中で、美瑛高校本体がどのように考えていくのか。そこに美瑛高校と、学校運営協議会さんが既にありますので、関わっていらっしゃる方々が、声を上げていただき、方向性を示していただく。それを町、地域もバックアップしていく、そういう道筋ではないのかなという風に考えているところでございます。

また、昨日も申しましたけれども、美瑛町内からの進学者数が少ない現状、これをどう分析するかは、それぞれのお立場、考え方もあろうかと思っておりますけれども、美瑛町内で中学まで、美瑛町内で学んだ生徒たちが、美瑛高校ではなくて他の高校に行きたいんだというそういう願い希望を、それを阻止して美瑛高に行ってくれということは、私たちは出来ないわけでありまして、中学生が望む進路を行きたい進路に対して、支援していく、頑張っていくと。夢をかなえていくと、応援するのが、行政、地域の役割であると考えております。その点で、この美瑛の立地は旭川が非常に近い立地の中で、多様な選択肢を中学生が持っている。その中で今中学生が現に選んでいる、その選択は何であるのかと、というようなことを考えたときに、美瑛高校が大事だという総論はもちろん私ども分かりますし、強く共感することによってございませぬけれども、美瑛高校を残していく。では、どのような形で残していくのか、どのような内容のもので、残していくのかそのときに形は、道立高校なのか、ほかの形態なのか、様々議論しなければならぬ。精査して考えていかなければならぬという課題があるということもご承知おきいただきたいなと思っております。総論からいいましたら、美瑛高校大事でございませぬ。

これまで果たしてきていただいた、役割さらに、美瑛町内で発揮していただきたい、その思いは共通でありますけれども、どういう形で今後の姿に限っていくのかというのはまさに、議員の皆様、議会の皆様と一緒にあって、これからも考えさせていただきたいなと思っております。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。ここで学校運営協議会、これは美瑛高校に設置されてるんですけども、ここの動きとしましては、学校の動きとしては文科省、あるいは

道教委の求めるスクールミッション。こういったものをきっちり設定してグラディエーションポリシー、あるいはカリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、これは文科省、あるいは道教委が、高校で進めるべき指針をきっちり示しなさいと。こういった形で美瑛高校もしっかり整備して、高校側としてはしっかり運営をしていると。

これは5年ぐらい前になりますが、コーディネーターの採用。ここまで校長、教頭先生が動いた経緯はありますけれども、コロナを挟んでちょっとストップしてしまったなど。やはり高校下で動けるのはこの辺かなというような認識を持っております。

今、町長の答弁の中では、どのような形で残していくのかと、こういうお話がありました。この中で、やはりこの理想の高校というか、美瑛町に必要な高校のデザインを町として作り上げてみませんか、これが大前提であります。ここを踏まえて、新しい美瑛高校デザインに当たっては、やはりこの文部科学省、道教委の動向を見極めていくことが必要だとは考えております。

文科省は、普通科改革にあたり新しい時代に対応した高等学校改革推進事業を展開し、令和4年度は20校、令和5年度は9校を指定校としております。北海道では、道教委を経由して、文科省の事業に応募し、採用されたのが学際領域に関する学科で、釧路湖陵高校。それから地域社会に関する学科では、大樹高校。ここが応募され、採用され、推進に動き出しています。また、道教委が進めている、新しい動きとしては、義務教育段階の学習内容の学び直しを行うアンビシャススクールとこういった設定があります。ここを利用して、普通科フィールド制、こことアンビシャススクールを組合せた取組が、千歳北陽高校、野幌高校、これが道教委に認可され、動き出しています。

新しい美瑛高校がモデルづくりするべき見本としては、地域社会に関する学科であり、ここに、生徒の全国募集体制を加え、地域が必要とする人材を育成する教育機関としての位置づけを明確にして、こういったモデルづくりをするべきではないかなと思っております。要は、文科省も道教委も先進的な取組を求めている段階であり、ポイントは早く動く、ということであろうと思います。再度、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） これまでも道教委、上川教育局等とは、教育内容、在り方についても当然協議を重ねてきているところでございます。そして、例えば、でございますけれども美瑛町の特色ある中学までの教育の特色である特別支援教育非常に充実しているもの。こういうものを高校の中でも引き継いでいけないかというようなご相談もさせていただいております。まさに、美瑛ならではの美瑛高校の在り方というものについて町側からも、美瑛高校に投げかけをしているわけでございますけれども、結果としてなかなか合意、理解をいただくというところ

まで至っていないわけでございます。ここににつきましては、やはり美瑛高校がどういう姿勢を示していくのかというところそして、今回、昨日も答弁申し上げましたが、今回地域活性化起業人を採用させていただきますので、この企業人の方を、ぜひ美瑛高校が受入れていただき、学校運営協議会の皆様も受入れていただき、一緒になってこの方の知見を生かした形で、どのようにすれば、魅力ある高校になっていくのかというところを議論をいただき、それを方向性を定め進んでいきたいなというふうに思っているところでございます。これまでも重ねて申し上げますけども美瑛町といたしましても美瑛高校、道教委とも、十分議論を重ねてきている、そういう現状にあることは、お伝えをさせていただきたいと存じます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 八木です。昨日の保田議員の質問に対する町長の答弁の中で、一つ目は、再編成の対象になった場合の対応について、保田議員から質問があったわけですが、この点に関して町長は、対象となった場合の対応について、どうすればクリアできるかと、アドバイスをもらっていると、こういう答弁をされております。どのようなアドバイスをいただいているのか。二つ目は、美瑛高校の問題に関して、町民は、なかなか理解出来ない面があり、待っているだけでは、町民の声は上がってこないのではないかと、こういう保田議員の指摘がございました。町民を巻き込んで、強い意志と方向性を示して、町民を巻き込んでいくべきではないかとも指摘されておりました。それに対して町長は、考え方は示していかなければならないと考えている。道立高校として残すのか、道立のもとでは出来ないので町立にするのか、判断をしかねていると、こういった答弁をいただいております。

繰り返しになりますが、私が投げかけているのは、町から高校がどういう形、どういう姿勢を示しているか伺いながらではなく、町が理想の、あるいは町に必要な高校はどのようなものなのかと、こういったモデルづくりを町がして、これをもとに高校あるいはいろんな組織等、対話を重ね、議論を重ねる。こういう動きが出来ないのかと、こういう質問であります。この辺のところにつきまして再度答弁を求めます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 道教委からの美瑛高校を存続のアドバイスといいますか相談に乗っていただいているというところでございますけれども、例えばでございますけれども、20人。1学年20人以下になってしまうと対象になるという中で、しかし、入学者のうちの半数以上が美瑛出身者であれば、そうなればまた状況は変わりますねというような、アドバイス等はいただいているところでございます。つまり、存続のために、どのような形を考えられるか、どういう点が考えられるかというところで、アドバイスをいただいております。その前提とし

ましては、道立高校、今の道立美瑛高校を募集を続けていくためにはどのような要件をクリアしていけばいいかという条件にあればいいかと、というようなお話を今しているところでございます。

2点目のご質問でございますけれども、私といたしましては、やはり、町民からの声、またOB関係者の声が、どのように起きてくるのが大事であるということを大切に思っております。今回、地域活性化起業人で採用させていただいた方は島根隠岐島前高校での取組の経験のある方でございます。皆様ご存じのとおり、先進的な取組が隠岐島前高校でございますけれども、ここの存続に関する動きも、地域住民の方からの、どうしてもこの高校を島に残すんだというそういう動き、熱い思いがあって、それが人を動かし今の形にあるという風に私は思っております。美瑛高校につきまして、現在のところ昨日のご議論もありましたけれども、どうしても美瑛高校を残すんだというような声がまだ、地域の方から私は聞こえてこないという風に捉えております。

現状、美瑛高校が美瑛町内にあるのは事実でございます。ただ運営は、道立でございます。そこに、町が絡んでいく町が高校を持つんだということであれば、全く新しい事業を、美瑛町として展開しなければならなくなる。そのときには当然、財源的な財政的な措置も考えていかなければ、成功はおぼつかないわけでございます。大変ここに一步踏み出していくということは、重い決断をすることになってまいりますけれども、そのときに私がやはり判断の重視しているのは、地域の方々、関係者の方々の思いがどのようにあるのかというところを判断をさせていただきたいなという風に思っているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。十分理解をしております。やはりこの財源というものは切り離せない、こういったことも理解しておりますし、やはりこれからの高校づくりに関する指針改訂版、指針改訂版ですね、ここを見ていくと、そんな財源をかけないでどういった高校がいいねといったところまでは持っていけるなという考え方であります。これを見ながらやって、指針づくりをして必要と、本町に必要とする美瑛高校、あるいは理想とする美瑛高校、これは指針を見ながらつくればそう難しいことではないなと思っております。これは私でもできるなというような感覚も、極端な話ですけれども、持っております。こんなことを踏まえながら、やはりこのモデル作りといいますか、1回町できっちりこういったものを役所内で議論をいただき、町長が先頭となって、道立高校ではありますけれども、美瑛高校に関わりを持っていくと。こういったことが必要ではないかなと思っております。

美瑛高校の学校運営協議会にも、やはりこの教育委員会の課長と、それからまちづくり推進課の課長が出席して、いろんな話をしてくれております。やはりこんなところも踏まえながら

やはり高校とのコンタクトをとらなきゃならないけれども、やはりこの、こういった高校が地元に必要なんだと。こういった議論を、町民からの要望を待つのではなく、まずこういった形で、こういった理想的な高校があったらいいよねでいいんですね。その辺のところにつきまして再度町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 現在でも役場内では、関係する課によりまして美瑛高校をどうするんだというどうしてこうという会議、話合いというのは進めているところでございますし、美瑛高校との常にコンタクトもとって進めている体制であることは、重ねてご理解をいただきたいと思っております。決して、何もしてないわけではなくてどのような在り方が望ましいのかという協議は進めているところでございます。その中で学校運営協議会、確かに町の担当課職員も入ってございますので、この中で議論を起こしていただき、昨日もちょっと申しましたけれども、もし、学校運営協議会さんのほうで可能であれば、アンケート調査などを広くとって、町民の意見、考え方をお伺いしたいなというような思いもございますので、ぜひ、協議会さんの中で議論を深めていただきたいと思っております。重ねてですけれども町民からの要望を待つのではなく、ということでございますけれどももちろん要望を待っているわけではないんですが、雰囲気はどうであるのかということころは、確かめさせていただきたいと思っております。美瑛高校を残していこう、存続させようという声が、要望がないということは、このままいっても仕方ない。それでもいいと思っている、町民の意思の表れとも考えられるわけでございますそこに、町が財政をそれなりに投入して、新たな高校を運営していくという事業を起こしていくことが、町民の皆様のご賛同をいただけるのかどうか。そういうところを幅広く、私たちは考えなければいけない。そのときその判断を迫られる、そう時間はないということは答弁申し上げてとおりでございますけれども、十分に見極めさせていただきたいなという風に考えているところで、ございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 八木です。ちょっと最後蛇足になりますけれどもちょっと一般的な議論をしてみたいなと思っております。美瑛高美瑛町においては、J R 富良野線がある関係で豊富な、いろんな幅広い高校のある中で、やはり中学生の選択肢としてはやはり広くあって、非常に理想的な状態だとは思っております。やはりその中で、一定数、美瑛の子どもたちが美瑛高校に入ってほしいなと、こういった意向もあると。こういった中で、やはり出口戦略と申しますか、高校卒業後の進路、こういったことも高校ではしっかり確認と申しますか議論、生徒と議論しながら進めていると、こういったのが現状であります。都会では、大学進学を目

指す場合、私立の中高一貫校、ここが進学の主流でありまして、このような面から、教育にはお金がかかると、こういったことが言われるのは、一因ではないかなと思っております。一方、北海道においては、偏差値で輪切りされ、行ける高校は決まってしまうと、こういった面の弊害はあろうかと思えますけれども、やはり道立高校が選択肢の第1番に挙げられるなど、こういうような認識をしております。高校までは都会と比べて比較的金はかからないと。こういったことは、都会から北海道に移住しようとする子育て世代の家庭では重要な位置を占めてくると。こういった形から、移住定住対策にもなりうると、こういうところではないかなと思っております。

また、やはりこの進路となりますと、大学進学、こういったこととなりますが、大学進学、こちらにつきましては文科省においては、高大連携という形で、この学習指導要領もつくり上げられていると、こういう風に認識をしております。今、大学、短大への進学率は50%を超え、多くの高校生が高等教育を受ける状況になっており、やはりこの高校づくり上ここは無視出来ないと、このように考えております。しかしこの偏差地で輪切りにされると、こういった形から逃れられる方法といたしますか、大学入試も変わってきていると。こういったことも認識をしておかなければならないと。大学入試に当たっては、総合型選抜。これは、大学側が求める人物像に合っているかどうかを出願書類と面接で審査する。高校での普段の成績が評価されると、こういった入試制度であります。それと、学校推薦型推薦、この二つの選抜方式を合わせると、49.7%がここ制度を活用して入学をしていると、こういう状況にあるということであります。さらに、私大に限ると、私立大学ですね57.5%がこの選抜方式で入学している。こういう状況があります。やはりここも無視出来ないなと思っておりますし、蛇足になりましたけれども、こんなことも含めながら、やはりこの町で、役場内で議論をしてもらおうプロジェクト的なプロジェクト的な組織、これをつくるべきではないかなと。この辺のところにつきまして、再度、町長の答弁をいただき、終わりたいと思えます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 道立高校を、としての魅力といいますか位置づけを上げていくところの点は、まさに同感するところでございまして、この後、関係人口等のまたご質問をいただきますけれども、移住定住の面からも、地域に高校があるということが移住定住でメリットになっていくということは十分考えられることであろうと思っておりますし、また、美瑛高校さん非常に、進路卒業後の形についても力を入れていただいて、大学進学だけはもちろん全てではございませんけれども、大学への進学率が伸びてきていることは確かでございますし、今美瑛町が連携してます大妻女子大さんへの連携も始まっております。また、市立旭川大学さんとも連携をぜひ強めていきたいと、というようなお話も市立旭川大学さんとの間で既にしている



ところでございます。また、推薦制度がかつてでいう、推薦式の入学が増えているという形態になってきているのも存じておりまして、まさに今回、おいでいただく、企業人の方とお話してましたけれども、学校そのものの偏差値というのは依然として高校ではあるけれども、高校時代に何をやったかによって、今大学が選んでくれているよと。AO入試をうまく利用して偏差値とは違う物差しの中で、大学への進学が今大きく開けているのでそういうところを活用して美瑛高校の魅力化につなげていきたいと思いますというようにお話もさせていただいているところでございます。

現状ある中での魅力化、道立高校としてであってもさらに魅力を磨き上げることができるということを、余地が残ってやらなければいけないということは、深く認識をしているところでございます。先ほども申しました現状でも美瑛町内や役場内で、関係課によりまして、美瑛高校をどう考えていくのだからどう捉えていくのかと、というような会議を持っているところでございます。機構改革までしてそれを課室にするということは、今ちょっと直接はお答え出来ませんが、今ある、美瑛高校に関わる関係課の会議というものは今後もより密に開き、より具体的な話し合いをそこで進めてまいりまして、その次の段でさらに、組織化していく必要があるということでありましたら、チームという形で組んでまいりたいなと考えております。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木委員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 八木です。これからまたいろいろな推進をしていただきたいなどこのように考えております。

2点目、質問事項の2、こちらのほうにつきましては、1点だけ再質問させていただきます。ここは1問目の質問に続いているような内容だということでご理解をいただければなと思っております。高校進学に当たり一定数の生徒が旭川の高校に行くってこれはやむを得ないかというようなことは考えております。やはりこの理想とする職業に就きたいとこういうのがまず第1番でありますからこれには、異論を唱えるものではありません。その子供たちが大学進学、あるいは美瑛を離れて就職するとなると、美瑛との縁がこれで切れてしまうと。こういった現状があるのではないかなと。何かつなぎとめておく方法はないかなと、こういう発想からの提案であります。答弁では、同窓会開催助成事業を実施していると、こういうことでありましたけれども、これは、一定のグループを対象したものであり、私がここで目指しているのは、個人をターゲットにした仕組みをつくれなかと、こういった提案であります。

そこで、思いついたのが、テレビ番組で取上げられていた超帰省というところであり、美瑛出身の子供たちが美瑛に帰省するときに、友達を連れて帰省する際の仕組みづくり、これが出来ないのかということでもあります。私も学生時代、北海道JR北海道周遊のチケットがあるということで、夏は家を離れられませんでした。しょっちゅう友達が遊びに来て何日か行くよ

といった形で、なかなか今そういう環境にありませんので、やはりこういったことに目を向けて、美瑛出身の子供たち個々の、個々に何か動きを加えることは出来ないのかなとこういった発想であります。

観光庁のそこで観光庁の知人、親戚訪問帰省に近い旅という視点から第2のふるさとづくりプロジェクト、こういった事業があります。こういったところに応募することによって財源も確保できると、こういったこともできるのかなと思ってまして、これらのことを踏まえて、美瑛町出身の子供を対象にした、美瑛の魅力を伝える仕組みづくり、こういったものが出来ないのかなと、こういうところの質問であります。その辺のところについて答弁を求めます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 先ほど答弁申し上げましたが、やはり美瑛出身者であり、美瑛から巣立ち、広い世界で活躍をされている方々も、しかし、ふるさと美瑛を忘れないでいてもらえるという、そのためには、やはり美瑛そのものが魅力的な町であるということが1番大事なんだろうなと思っております。もちろん、子どもの時代、過ごした美瑛町でのいい思い出、よかったなという思い出があるというのがベースでしょうけれども、離れてみて初めて美瑛町ってこれだけ多くの人に好かれている、愛されてる町なんだという風に実感してもらえる、そういうような取組を進めていくことが、美瑛出身者の方がずっと縁を持っていただける、そこの根幹にあるのかなと思っております。そういう意味では、これが回答これが取組という風に一言ではお答え出来ませんが、美瑛町の魅力アップ、最後のところでお答えさせていただきましたけれども、シティプロモーションをさらにさらに重ねていくことで、美瑛町で生まれ育ったことの誇りを持っていただくということが地道な取組を進めることが大事だなと思っております。

ご質問の点に具体的にもしお答えをさせていただけるとしましたら、八木議員さんよくご存じのとおり、東京美瑛会、北海道びえい会それぞれふるさと会がございます。非常に活発な活動をしていただいて、つなぎ役として大きなご功績をいただいている活動でございます。ただ、悩ましいところは会員数がだんだん減ってきている傾向にあるということは事実でありまして、でも一方で美瑛のファンの方の加入が増えてきている。美瑛ファンクラブ的な要素も強くなってきているというところで、悩ましいというか、歓迎すべき傾向なのかもしれませんけれども、個人で出身者だからこの会に所属するというそういう帰属意識よりは、美瑛町という町、名前に人が集まってきてくれている、個人と美瑛町のつながりが、生まれてきているのかなという風に捉えておりまして、ここをもっと太く出来ないのかなと、思っているところでございます。そしてこれまでも議会議員の皆様にご説明と相談をさせていただいてきておりますけれども、関西での活動でございます。関西美瑛会、を立ち上げようと思いましたが、美瑛町出身で関

西在住の方々がもう大変本当に少なくて北海道びえい会、東京美瑛会のような形はとりづらい。しかし、関西圏において美瑛ファンの方々の数というのは非常に多いものがある。その方が集っていただける、そういう場をつくることはできる。では、やはり町出身の方も、あるいは町出身でない方も、美瑛町民的な扱いをし、そしてサービスをさしていただくというふうなつながりを埋めることはできると思っております。デジタル町民ですとか先駆的な取組をしている自治体もございますので、個人と町が結びつくような仕組みづくりについてありがたいご指摘いただきましたので鋭意検討を進めて、深めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の質問を終わります。

次に、8番、坂田昌則議員。

（「はい」の声）

8番、坂田議員。

（8番 坂田 昌則議員 登壇）

○8番（坂田昌則議員） 8番、坂田でございます。最後の質問者になりますが、議員になって初めての質問で、非常に緊張しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。8番、坂田昌則。回数制限方式で、質問事項については、肥料価格高騰対策等についてということで、質問の要旨でございますが、昨年度、今年度の肥料価格が9割上がると発表があり、このまま営農が継続できるか心配でしたが、ホクレンが値上げ幅を78.5%にすると発表しました。また、急激な値上がりに対し政府は、肥料価格高騰対策に取り組むとして値上がりした肥料価格に対し6割から7割補填するとしました。来年度の肥料価格は19.5%値下がりしているものの、一昨年から比べれば5割値上がりしていることとなります。また、肥料だけでなく東京オリンピック開催に伴い鉄骨資材は値上がりし、ロシアのウクライナ侵攻によりエネルギー価格が上昇し、直接的にビニール価格やハウス資材が上がり、さらには北海道から送る農産物の運賃の上昇など、目に見えないところでいろいろなものが値上がりし、農家の営農を圧迫しています。

また、農産物は市場取引のため経費の値上がり分を価格に転嫁出来ず、農業共済制度においては収入減少に伴う収入保険や作物ごとに収穫量の減少に伴う災害共済保険はありますが、経費の急上昇に伴う保険はありません。これから先の営農をしっかりと支えるためには、経費上昇補償保険や値上がり分を補償できる政策が必要と考えます。そこで、次の2点について町長に伺います。（1）来年度の肥料価格高騰対策について町としてどう取り組むのか。（2）経費の上昇分を価格に転嫁していくためにどう取り組むのか。質問の相手は町長でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(美瑛町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 8番、坂田議員さんからのご質問、肥料価格高騰対策等について答弁を申し上げます。不安定な世界情勢や円安の長期化などの影響を受けて、農業生産に係る資材や燃油の価格は高止まりしており、令和2年比の農業生産資材価格指数のうち、肥料は148.4パーセント、飼料は146.9パーセント、農業薬剤は113.4パーセントと依然として高く、農業経営を圧迫しております。

本町では、令和4年度から国や北海道の対策事業の実施に当たって、関係機関と連携した対応を進めてきたほか、町の独自対策として生産資材や燃料、飼料の価格高騰に対して支援させていただきました。

令和5年度における国の肥料価格高騰対策は、昨年度の対策事業の支援要件である化学肥料を低減する取組を定着させるために、地域の状況に応じて実施する取組に対して支援される仕組みであり、本町におきましては、本議会の補正予算で提案させていただいておりますとおり、農業技術研修センターに土壌診断機器を導入し、診断能力の向上を図り、受入件数の拡大に対応できる体制を整備してまいりたいと考えております。

1点目につきましては、国の方針に準じ、経費の節減に加えて環境負荷の低減にもつながる化学肥料の使用量を抑制する取組を推進するため、スマート農業技術の普及や堆肥等の有効活用を図るとともに、国や北海道の動向に注視し、生産現場の声に耳を傾けながら、継続した支援について検討を進めてまいります。

2点目につきましては、現在、食料・農業・農村基本法の見直しの中で適正な価格形成に向けた仕組みの構築が議論されていることから、生産コスト上昇分の価格転嫁が早期に実現されるよう、国や北海道に対して意見を伝えてまいります。また、価格転嫁が困難な場合は、農業経営の持続に向けた生産者への支援の継続や拡充について要望してまいります。以上でございます。

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員の再質問を認めます。

(「はい」の声)

8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 8番、坂田でございます。答弁いただきました。今年度につきましては質問の冒頭の通り個人に補填をされるということでもありますけれども、来年度については、農水大臣のコメントの中には、個人には補填しないというお話もあって、まだ、その対策の概略もちょっと分からないような状態なんですけど、肥料価格が2割ほど下がったとはいえ、先ほど申し上げたように一昨年より5割高いということには変わりはありません。

さらには、現在の燃油の値段を見ていただいて分かりますとおり、特に農業の場合は、灯油、そ

れから軽油、これについても非常に高い状態が続いています。今年は補填されるということですから、まだ今年の結果を分かってないんですよ。実際その6から7割補填されると言いながら、まだ今年の結果分かっていません。まだ個人にいくら払いますっていう話はないんです。それなのにもう来年の心配をしていかなきゃなんないっていう、そういう状況でありますので、来年も個人にやっぱり補填するような政策がないとすれば、非常にこの営農継続が難しくなってくると思うんですよ。それについて、町長はどういう風にお考えなのか、ちょっと質問したいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 営農をされている上で、もうここ1、2年の肥料、飼料、資材価格の高騰が、経営を圧迫している状況であるということは、重々承知をしているところでございます。その中でももちろん国も北海道も対策を打たれているわけでございますけれども、ご指摘のように、国の対策の実際に農家さん個人に入られるがまだ至っていないという現状であるということも承知をしているところでございます。このままでは、営農活動に対する不安感がより増すだろうなという思いを持っておりまして基幹産業である、美瑛町にとっての基幹産業である農業をこれからも維持継続していただくということが、本当に大切なことであると強く認識をしているところでございます。

ただ、私どもも国の動向を注視しているんですけども肥料高騰に伴った国の対応策がはつきり出てきておりません。ここをやはり見極めないと、町としての対策もとれないなというところもございます。全体の肥料資材価格のご支援となっていくときに、町でできるものというのもやはり限りもあります。そのときに、国と道がどのような対策をした。

では、まだ、きめ細かいところの支援が足りないそこを町が担っていこうとゆうこ大きな大枠の考え方で臨もうとしておりますけれども、まだ、国、道の対策が出てこないそこをちょっと、待たしていただきたい、見させていただきたいと思っておりますが、しかし、営農を続けていただくということは大変大事なことでございますので、町としても引き続きの支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 8番、坂田議員。

（「はい」の声）

○8番（坂田昌則議員） 8番、坂田です。ありがとうございます。ほんとにですね、この今の価格高騰については、非常にやっぱり不安ですし、価格が高騰していることで、経営を圧迫してるわけですよ。そうすると、例えば、先ほどもちょっと町長おっしゃってたスマート農業とか、そういうところに今度投資に向いていかないんですよ。やっぱりそういう投資ができるような環境をやっぱりつくっていくためにですね、ぜひ道や国に対して、町としてもいろんな

ものを求めていただきたいなという風に思います。

2点目についてのことですが、ちょうど昨日の新聞、北海道新聞もそうですし、日本農業新聞もそうでしたが、まさにこの答弁にあるような食料農業農村基本法の見直しに向けて農政審の答申が出てました。食料安全保障強化のために、生産転換指示等、適正な価格転嫁が主な答申であるということでございますけども、生産転換については、試験の個人の生産を転換するということですから、私権の制限につながるっていう懸念があるよという風な新聞記事でありますし、また、価格転嫁のシステムを作るにはねですねまだまだハードルが高いと思うんですよね。そういう中で、本当に農家が安心して営農継続できるように、例えば制度として何かを求めていくっていうほうが大事ではないかなという風に思ってるんで、そのシステムをつくるというのは大変なので、例えば最低価格保障制度、道の野菜最低価格保証みたいのもあるんですけどもそれを国がやると。

それから経費上昇補償というような保険制度、それから、1番手っ取り早いのは、所得補償だと思んですけども、そういうことに対して、町で町なり道なりが国に求めていくっていう必要性があるんじゃないかなという風に私は考えているんですが、町長はどう思われていますか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 営農活動も安定的に行っていただくということは重ねてですけども大変重要なことであると認識をしております。農業経営の中で大きな課題といいますか、問題となっておりますのが、価格を自分で決められないという、本当にそのところがベースになっていって思っております。そういう産業形態であるがために、やはり、生産者の経営を守っていくということが農政の1番重要な役割であるという風に私は感じておりますし、であるからこそ、機会あれば、農水省と、道にもですけれども、行政要望活動して、農家生産者の現状を伝え、国として北海道としての支援を強めてほしいということの活動というのはこれまでもしてきているところでございます。

議員のご指摘いただきました最低価格保証あるいは所得補償、共済制度の中でないこともない、ある一部導入はされてきておりますけれども、大きな大変大きな枠組みのお話でございますし、いち美瑛町だけでこの部分だけ完結するということは難しいところでございます。ということは、やはり北海道、国、全体で取り組んでいただく、いただかなければならない、そういう課題であると強く認識しております。農業が持っているこの産業構造自体の問題、それをさらに国・道によって生産者の価格転嫁が実現するよう、でも、現状ではなかなかそれも、本当に難しい話であって、であるがゆえに、国からの支援が必要なんだと、いうところの、この立場をさらにさらに強調して、国、北海道に対する要請要望活動を行ってまいりたいと決意

をしているところでございます。

○議長（野村祐司議員） これでは議員の質問を終わります。これをもちまして通告でありました質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終わります。10時45分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午前10時33分）

再開宣言（午前10時45分）

○議長（野村祐司議員） 会議を再開いたします。

---

日程第3 議案第1号 専決処分について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第3、議案第1号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第1号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は1頁から3頁になります。令和5年度、美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法の規定により、令和5年6月29日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。今回の補正の主な内容ですが、北瑛第2の下水汚泥コンポストヤード施設で、下水汚泥発酵過程の際に使用するベルトコンベアが、経年劣化によりベルト部分に亀裂が発生し、早急な修繕が必要であったことから、当該設備の復旧に要する修繕費の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集は1頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度、美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は3頁になります。収益的支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正額1万5,000円の追加です。ベルトコンベア設備、緊急修繕に係る修繕費の追加です。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。議案集の1頁から3頁まで。議案第1号本文と令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第1号の件を採決いたします。議案第1号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第1号の件は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第2号 専決処分について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第4、議案第2号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第2号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は4頁から6頁になります。令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、地方自治法の規定により、令和5年7月8日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。今回の補正の主な内容ですが、本町4丁目の水道本管に付随する制水弁が破損のため漏水し、早急な修繕が必要であったことから、当該設備の復旧に要する修繕費の追加をお願いするものでございます。初めに議案を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は4頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、補正予算の議案条文を朗読いたします。議案集は5頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は6頁になります。収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額370万円の追加です。制水弁漏水修繕に係る修繕費の追加です。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから、質疑を行います。



議案集の4頁から6頁まで。議案第2号本文と令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算第1号の条文及び補正予算全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) どうぞよろしくお願いいたします。今回の漏水の修繕ということなんですけれども、昨日の私の一般質問でも要は予防保全というか、そういうことで対応を考えていく必要があると。また、水道・下水道に、全国どこでもそうなんですけれども、やはり経年劣化して、これからますますその修繕が必要になってくると。それで予防修繕が、考え方が必要だと思うんですけれども今回の修繕は、漏れてから修繕するのかあらかじめその漏れる前に修繕しているのかその辺りどのような修繕だったのか、伺いたいと思います。

○議長(野村祐司議員) 岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

○水道整備室長(岩佐和男君) ご質問にお答えします。予防修繕かどうかということなんですけれども、今回の修繕に関しましては、路上で本町4丁目の役場のすぐ近くですけれども、そこで水が既に漏れていたと。路上で漏れていたという通報がありまして、それを修繕したということですので事後対応といったことになっております。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は承認することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第3号 令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)について

日程第6 議案第4号 令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第5号 令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第6号 令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第 9 議案第 7 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 10 議案第 9 号 令和 5 年度美瑛町美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第 5、議案第 3 号、令和 5 年度美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）についての件、日程第 6、議案第 4 号、令和 5 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）についての件、日程第 7、議案第 5 号、令和 5 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件、日程第 8、議案第 6 号、令和 5 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての件、日程第 9、議案第 7 号、令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）についての件、日程第 10、議案第 8 号、令和 5 年度美瑛町美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）についての件を一括議題といたします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、議案第 3 号についての提案理由の説明を求めます。

新村総務課長。

（「はい」の声）

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第 3 号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は 7 頁から 19 頁までになります。今回の補正予算の主なものは、まちづくり寄附の増加に伴う返礼品等経費の追加。麦大豆生産技術向上事業の事業採択に伴う追加。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業の交付決定に伴う追加。Be コインチャージの増加見込みに伴う負担金及び手数料の追加。8 月の大雨被害に伴う道路維持補修費の追加及び丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加などです。初めに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集 7 頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からご説明いたします。議案集 12 頁になります。歳出、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 2 目一般管理費、補正額 8 万 5,000 円の追加。法改正に伴う、公用車トラックのテールゲート操作に必要な講習会の受講負担金及び市町村長政策研究会等の諸会議負担金の追加です。

第 5 目財産管理費、補正額 356 万 1,000 円の追加。説明欄（1）財産維持管理事業は、旧俵真布小学校テレビ用同軸ケーブルの撤去及び旧美瑛農業事務所、倉庫屋根等の修繕料で 94 万円の追加。（2）庁舎維持管理事業は、庁舎冷温水発生器、冷却水ケース取替え及び非常用放送設備等の修繕料で、262 万 1,000 円の追加です。

第7目地域振興費、補正額1,271万円の追加。説明欄(1)美瑛町中心市街地活性化整備事業は、基本設計及び協議会運営支援に伴う委託料で、891万円の追加。(2)地域活性化起業人管理事業は、美瑛高校の魅力化及び商工業の企業経営の伴走支援等を行う企業人材の活用に伴う費用で380万円の追加です。

第12目、災害対策費、補正額69万5,000円の追加。説明欄(1)、防災無線管理事業は、防災行政無線屋外受信設備の修繕料で49万7,000円の追加。(2)十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業は、スチールドアの修繕料で、19万8,000円の追加です。

第14目諸費、補正額1億1,173万円の追加。説明欄1の(1)地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブルの増設及び支障移転工事で700万円の追加。2の(1)まちづくり寄附管理事業は、まちづくりの寄附に、まちづくり寄附の件数増に伴う返礼品、宅配料及びシステム利用に要する費用等で9,951万円の追加。(2)企業版ふるさと納税推進事業は、マッチングサービスに要する手数料で22万円の追加。3の(1)過年度歳入過誤納還付金は、各種交付金等に係る還付金で500万円の追加です。

議案集14頁になります。第2項徴税費、第1目税務総務費、補正額65万9,000円の追加。確定申告業務等事務補助員の配置に伴う報酬の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額66万2,000円の追加。補聴器購入費助成利用者の増に伴う助成費の追加です。

第3目障害者福祉費、補正額25万9,000円の追加。説明欄(1)障害者福祉管理事業は、地域自立支援協議会部会開催に伴う委員報酬、及び学習会開催に伴う講師謝礼の増に伴う経費で、14万1,000円の追加。(2)地域生活支援事業は、手話通訳者派遣の増に伴う経費で、11万8,000円の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境衛生費、補正額95万2,000円の追加。合併処理浄化槽設置整備の補助件数の増に伴う補助金の追加です。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額14万7,000円の追加。ゴミステーション施設整備の補助件数の増に伴う補助金の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1億265万7,000円の追加。説明欄(1)麦、大豆生産技術向上事業は、事業採択の確定に伴う、6,964万円の追加。(2)化学肥料低減定着対策事業は、土壌診断件数の増加に伴う受入れ体制強化のため、農業振興機構が新たに導入する土壌診断機器に対する負担金で500万円の追加。(3)持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、補助金の交付決定に伴う、2,801万7,000円の追加です。

議案集16頁になります。第3項林業費、第2目町有林管理費、補正額10万3,000円の追加。説明欄(1)町有林管理事業は、林務公用車の空冷ファンの修繕料で5万5,000

円の追加。(2) 森林環境保全整備事業は、資材高騰による、野鼠駆除薬品代の上昇及び散布面積の増加に伴う経費で4万8,000円の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額6,324万1,000円の追加。説明欄(1)電子地域通貨運営事業は、Beコインチャージ金の増加見込みに伴う手数料及び負担金で、6,283万1,000円の追加。(2)電子地域通貨行政ポイント事業は、市街地区敬老会の規模縮小により招待出来なかった方への長寿祝いとして、1人当たり電子地域通貨1,000円を付与する補助金で、41万円の追加です。

第3目観光費、補正額691万5,000円の追加。青い池駐車場の料金精算機械化に伴う料金徴収業務及びトイレ新設に伴う、実施設計業務に要する委託料、並びに駐車場の混雑緩和のため、入り口新設に要する工事費の追加です。

第5目ビルケの森費、補正額56万1000円の追加。ビルケの森施設の手すり及び石壁の修繕料の追加です。第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額12万2,000円の追加。小学生中学生全国空手道選手権大会出場に伴う派遣補助金の追加です。

第7目保健体育施設費、補正額59万4,000円の追加。説明欄(1)スキー場管理運営事業は、圧雪車の修繕料で49万9,000円の追加。(2)スポーツセンター管理運営事業は、ボイラーの修繕料で9万5,000円の追加です。

議案集18頁になります。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額1,300万円の追加。8月の大雨により被災した道路施設等の修繕料の追加です。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額544万円の追加。美瑛中学校給食室の電源増設に伴う修繕料、及び学校給食調理員の欠員補充に伴う人材派遣委託料の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第4目農業振興基金費、補正額100万円の追加。寄附金の受領により、農業振興基金に積み立てる補正です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額3,560万7,000円の追加。6月補正以降のまちづくり寄附2,113件分。3,560万7,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる補正です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の10頁になります。歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額6,533万3,000円の追加。普通交付税決定額46億9,813万6,000円。補正後の予算額46億6,533万3,000円で、3,280万3,000円の留保しておりますが、臨時財政対策債が677万6,000円減額となっていることから、9月補正後の実質の財源留保額は2,602万7,000円となります。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額747万6,000

円の追加。青い池駐車場使用料の増に伴う追加です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額5万9,000円の追加。地域生活支援事業費の増に伴う補助金の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額38万4,000円の追加。合併処理浄化槽設置整備事業費の増に伴う補助金の追加です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額2万9,000円の追加。地域生活支援事業費の増に伴う補助金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額9,765万7,000円の追加。説明欄1の麦大豆生産技術向上事業補助金は、採択確定に伴う6,964万円の追加。2の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、交付決定に伴う2,801万7,000円の追加です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額330万円の追加。光回線の申込み件数の増に伴うIRU料金の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額3,950万7,000円の追加。説明欄1の寄附金は、一般寄附100万円の追加、2のまちづくり寄附金は、2,113件分、3,560万7,000円の追加です。なお、本年度のまちづくり寄附は、8月17日現在で3,897件、6,623万5,000円となっております。3の企業版ふるさと納税、ふるさと納税寄附金は、11社分、290万円の追加です。なお、本年度の企業版ふるさと納税寄附は、8月17日現在で18社、690万円となっております。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、補正額210万円の追加。事業実施に伴う財源として、丘のまちびえいまちづくり基金繰入金の追加です。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額8,332万1,000円の追加。令和4年度の繰越金は2億4,681万6,000円で、今回の追加補正で繰越金は全額計上となります。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額6,153万4,000円の追加。Beコインチャージ金の追加です。8頁及び9頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。以上で、議案第3号のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

高木保健福祉課長。

（保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇）

○保健福祉課長（高木 比斗志君） 議案第4号の提案理由について説明させていただきます。議案書につきましては、20頁から25頁になります。この度の補正予算は、令和4年度指定管理者が実施する老人保健施設事業における、施設事業利益の確定に伴い、町と指定管理者とが取り交わしている基本協定に基づき、同額の2分の1を町へ納付し、町は、同額を老人保健

施設特別会計基金に積み立てるものです。初めに、議案を朗読させていただきます。議案集 20 頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明させていただきます。初めに歳出からさせていただきます。24 頁、25 頁になります。第3 款、基金積立金、第1 項基金積立金、第1 目老人保健施設事業基金積立金になります。説明欄の(1) 老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業では、令和4 年度の指定管理者が事業実施している介護保険上の事業などにおいて発生した、事業余剰金を基金に積み立てるものです。補正後の基金積立金の額は 1,213 万7,000 円です。

次に、歳入の説明をさせていただきます。議案集の22 頁、23 頁になります。第4 款諸収入、第2 項雑入、第1 目雑入では、指定管理者が実施する、介護保険事業などの施設運営事業利益の2 分の1、34 万1,000 円を、町へ納付するものです。

21 頁の第1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。以上で、議案第4 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案第5 号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第5 号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集は26 頁から31 頁になります。今回の補正の主な内容は、泉源の配湯管漏水修繕、本管バルブ経年劣化による漏水修繕及び17 号井、閉栓用バルブの漏水修繕に必要な需用費の追加についてお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は26 頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は30 頁になります。歳出、第2 款泉源施設費、第1 項泉源管理費、補正額100 万円の追加です。泉源配湯管ほか2 か所の漏水修繕に伴う需用費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は28 頁になります。歳入、第4 款繰越金、第1 項繰越金、補正額100 万円の追加です。泉源配湯管ほか2 か所の漏水修繕に伴う繰越金の追加です。

27 頁の第1 表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。以上で、議案第5 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 室長さんは留まってください。

次に、議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は32頁から33頁になります。今回の補正の主な内容は、本町浄水場の排水ポンプ1台の修繕と、五稜浄水場の非常用発電機制御パネルの修繕及び本町北町JR横断管漏水による閉塞工事の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は32頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は33頁になります。収益的支出、支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額520万円の追加です。本町浄水場排水ポンプ及び五稜浄水場非常用発電機制御パネル修繕費の追加です。

第2目配水及び給水費、補正額200万円の追加です。本町北町JR横断管閉塞工事に伴う修繕費の追加です。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長そのまま留まってください。

次に議案第7号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は34頁から35頁になります。今回の補正の主な内容は、下水処理場の汚泥を加工する工程に必要な注水ポンプの逆支弁が経年劣化により破損したことから、復旧に必要な修繕費の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は34頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は35頁になります。収益的支出、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正額9万4,000円の追加です。注水ポンプ、逆支弁修繕費の追加です。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

才川町立病院事務局長。

(「はい」の声)

(町立病院事務局長 才川 育代君 登壇)

○町立病院事務局長(才川育代君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は36頁から37頁です。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備事業費補助金として、新型コロナウイルス感染症の外来対応及び発熱者などの診療検査を行う医療機関の設備整備に要する費用が対象となるもので、簡易陰圧ブース、ベッドサイドモニター、超音波診断装置、ポータブルX線装置の備品購入費の費用追加をお願いするものです。また、第3条では、今回補正する備品購入費のうち、予算第11条に定めた、重要な資産の取得に該当する医療機器について追加するものです。それでは初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集37頁の補正予算説明の資本的収入及び支出になります。はじめに、資本的収入です。第1款資本的収入、第3項道補助金、第1目道補助金、補正額3,138万3,000円の追加。新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備事業費に係る道補助金の増です。

次に資本的支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額3,138万3,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費の増です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,369万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,369万4,000円で補填するものとする。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(野村祐司議員) これで、6案件についての提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

初めに、6案件に関する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

総括質疑なしと認めます。これで、6案件に関する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の12頁から15頁まで。

はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願いをいたします。まず総務費ということですので2款1項7目、地域振興費、説明欄、1希望に満ちた活気ある町の(1)美



瑛町中心市街地活性化整備事業について。それとですね、2款4項1目、合併処理浄化槽整備事業、それと2款6項1目、説明欄(2)化学肥料低減定着対策事業、3点について伺いたいと思います。

まず1点、美瑛町。オーバーしましたね。総務費だけですよね。民生費も入っちゃってますね。総務費だけです。失礼しました。2款1項7目、美瑛町中心市街地活性化整備事業について伺いたいと思います。こちらの町長の公約にもありましてそれで、町民も大きな期待、また、臆測といいますかね、どうなるんだろうかと、そういうような何ていうかね、わくわく感持ってる人もいればどうなるのかと、そういう風な、見守ってる方たちがいるのかなという風に私は受け止めております。それで、こちらの本当に基本設計ということでこれからまさに大きなですね、町の景色が変わるようなこともあるのかもしれないです。それでまた、いろんなこう期待感があって、例えば、電線地中化とかそういうのもですね、入ってくるような気もするんですけども、ただ、今改めてですね、これも町民がどういう風にこれを考えてるか、その中でやはり町長としてのですね、ビジョンというか、やっぱりそこがですね、改めてここ基本設計の中に、何ていうんすかね。盛り込まれなきゃならないとか、何となくしっかりしたイメージがあって進んでいくのか、それともこうない中で業者さんにプロポーザルの中でやろうという風にするのかですねその辺りがちょっと私まだ見えてこないところがあるものですから、改めてこの事業ですね、町長のビジョン。ここにあるように、希望に満ちた活気ある町、どういう風にイメージしているのか、その辺りについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 基本設計そのものにつきましては、詳細についてはまた、ご説明を担当課からも差し上げたいと思います。大きなビジョンといたしましては、やはり美瑛町の駅周辺、そして商店街、地域ににぎわいを取戻していきたいというところが大きなビジョンでございます。そのために必要な施設は何なのかということはこの基本設計の中で検討させていただきたいと考えております。例として挙げられました電柱地中化も、ビジョンの中には入ってございます。ただ、それが現実できるかどうかというところについてはこの基本設計の中でしっかり詰めた議論をしていきたいと思っているところでございます。ただ、いずれにいたしましても美瑛町観光客の入り込み数は大変多い中で賑わいを見せているわけでございますけれども、一方、商店街、駅周辺を見ますと、空き店舗も増えてきている。また、町民の方が行き交う姿も少ない状況の時間帯もある。そういうような中で、美瑛町の町の中心市街地といえばやはり駅中心したエリアである。そこにもう一度、賑わいを取戻していきたい。観光客だけじゃなくて町民の皆様が集って消費して楽しむ、そういうようなスペースをあそこにつくり上げていきたいと、そういう思いで今回望むところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） ポテンシャル高いという風に私も思っております、私もあそこの近くでですね、いろいろ活動といたしますか、事業といたしますかね、こういうやっているものから、本当に期待感があります。それで駅前、駅裏という言葉が、裏といたらやっぱり私はちょっと違うのかなと思うんですけれども、南口なのか北口なのか。トータルとしての開発という風に考えているのか、それとも、丸山通りに向かってのエリアを考えているのか、その辺りについてイメージがあればお聞かせください。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 今回の基本設計の中でも取上げていただきますし、私のイメージとしてでございますけれども、鉄西地区、駅から国道までの間も含めた中心市街地という風に捉え、そして、駅から南側、東側なんかにつきましても、二つの大きな商店街はもちろんでございますけれども、もう少し大きな防災の観点も含めた中で、計画を設計出来ないかなという風に考えてる面もございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。今防災のことも出ました。それで、やはり本当にこう、町長どう思ってるか分からないんです。もしかすると、角和町政で1番大きなこれまで1番大きな事業になると、そういう風なことも私は考えなきゃならない。それでもうこれは失敗出来ないですし、より広く多くの方にですね、関わっていただきながらまた、国庫補助も必ず入ってこなかったらこれとてもじゃないけど出来ないと思います。単費と美瑛町だけのあは出来ない。国の補助、道の補助も必要ですよ。民間の活力も導入しなきゃならない。いろんなことを考えていかなきゃならないということで、やはりこう幅広くですね、この協議会運営していく、いろんな方に入ってもらって、本当にこういろんなこう聞いて、しっかりやっていただきたいと。その推進体制についてですねいろんなことを考えなきゃならんのもあります。国土強靱化もそうだし、賑わい創出もそうですがいろんなことを考えながら、なお且つ協議会をですね、どうやって運営していきながら取り組んでいくのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおりであると捉えております。大変町民生活、そのものにも大きな影響を与える、いい意味でと僕は思っておりますけれども、多くの方々への影響が及ぶ

ことであると想定しておりますので、計画段階から多くの町民の方々に加わっていただいでみんなで計画をつくり上げていく、そして合意のもとで進めていくということが大切であると認識しておりますので、ご指摘のとおり、より多くの方々を、巻き込んだ協議体の形を考えているところでございます。また、財源につきましても当然、町費だけでできる事業でございますので、既に道、北海道とは協議をしておりますけれども今後、国、道との協議を重ねて有利な財源を確保し、着実に進めてまいりたいと考えております。協議会の詳細につきまして担当課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

（「はい」の声）

○まちづくり推進課長（観音太郎君） 協議会の体制でございますけれども、上川振興局、北海道とですね、中心市街地になりますのでJR北海道や道北バス、タクシー会社等ですね、ほかには商工会、観光協会幅広く網羅できるような体制を考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかにありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。2款1項7目、希望に満ちた活気あるまち、美瑛中心市街地活性化整備事業及び2地域活性化起業人管理事業及び2款1項14目、1自然と共生し生活基盤を重視したまち、地域情報通信基盤管理運営事業の3点についてお聞きします。まず、中心市街地活性化計画これ今駅前の1等地が売りに出されるぐらい商店街ちょっと死活問題で、かなり町民も興味を持ってる内容なんですよね。ですからこの協議会の内容はもうぜひオープンにしてやってもらいたいのと、これプロポーザル形式ということなんですけども、これもやっぱりどのような形になるのかというのが見えてくるもので、ぜひ町民一般公開のような形でプレゼンテーションのような形をしてもらいたいと思うんですけれども、その辺どう考え、その辺の協議の進め方というのはどのように考えているのかというのと、次、企業人管理事業についてはこれさっきから美瑛高校の魅力づくりということでやってらっしゃるんですけども、さっきからなんか町長さんの答弁聞いてると要望があるから、議員さんたちが2人もこうやって言ってるのにその辺が何か違うなと思いついて聞いてたんですけども、要望がないから動けないけれども、この要望がなきゃ何もいられないけれども、こういう方を入れるっていう方も何かちょっと矛盾があるんですけども、これはだから、どういった経緯でもちろん美瑛高校が、ちょっと今人数が少ないから梠入れするという意味でという風になってるんですけど、さっきからの話聞いてると何か、要望がないのに入れているっていうのは何なんだろうっていうところがちょっと疑問を感じたので、この理由を再度お願いいたします。

それと地域情報通信管理、これ光ケーブル増設。これはちょっと私もすごく痛い目を見てま

して半年待ち、半年以上待つのが当たり前という状況を私も聞いて、すごく文句を言って3か月でやっとつけてもらったような状況があるんです。大町の方は半年以上、家建てたけども半年以上待たされた光ケーブルつくのに。増設することでこの状況がなくなるのかというのをちょっとお聞きします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 2款1項7目、地域振興費、地域活性化企業人管理事業についてお答えをいたします。企業、ここで言います地域活性化企業人の方でございますけれども、これまで答弁申し上げます、美瑛高校の問題についてそしてそれだけでなく、起業、起こす業ですけれども起業などについても、知見の深い方でございますので、様々なところでも関わっていただきたい。そのことが美瑛町の発展につながっていくと、非常に貴重な優良な人材であると判断をいたしましたところから、採用をお願いしたいと思っている案件でございます。美瑛高校との絡みでいいますとこれまでどおり、これまでも申し上げましたが美瑛高校が重要な、美瑛町にとって基盤であるということは重々認識をしておりますし、申し上げてるとおり、入学者数から見たときに今後の推移が非常に心配になっている状況であるということ。そういう認識のもとで、美瑛高校をどうしていくのかというところが、私どもも真剣に考えているということで企業人の方のお力をいただきたいということでございます。要望があるのではなくて、美瑛高校について地域の方々がどのように思っているのか、どのように考えているのかということにつきましては、要望という形もあろうかと思いますし、要望ではなくの形もあろうと思えますけれども、どのような思いを1番強く持たれているのかというところは、私としてはさらに聞かせていただきたいという意味で申し上げてきたところでございます。

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

（「はい」の声）

○まちづくり推進課長（観音太郎君） ただいまのご質問の中心市街地活性化整備事業の情報公開について、お答えさせていただきます。協議会です。開催につきましては、議事録について、常に公開をさせていただくという形で進めたいと思えます。もう一つありましたプロポーザルにつきましてこちらのほうですね、すいません、公開できるかどうか、確認の上でさせていただきます。と思えます。

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

（「はい」の声）

○総務課長（新村 猛君） 続きまして、地域情報通信基盤管理事業の補正の部分なんですが、議員今お話いただいたとおり、今回の補正については、光ケーブルの支障移転と、それから併せて増設と、両方の要因がございます。それで半年待ちであったというお話もございますが、

こちらについては増設することによって、今空きが不足してる部分についてはこの増設によって解決対応ができるということでございます。以上です。

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

（「はい」の声）

○4番（興梠勝也議員） 中心市街地からいきますけれども、こちらプレゼンテーションやるのは確認してからっていうのは、これはやる方向でっていうほうの確認ですですか。それとも、どういう検討っていう話なのか、ちょっとこれ確認させていただきます。

そして地域活性化起業人ですけれども、これ美瑛高校今、この方々がやっている高校魅力プロジェクトですよ。ここでやられていることっていうのは、今美瑛高校で一生懸命取り組もうとしていることなんですよ、中で。外部講師、美瑛町内の外部講師の人が入ってきて今一生懸命やっていると、もうすぐ美瑛高のもう立ち上げるかな、YouTubeチャンネル今、2年生が学年で取り組んで作ってて、生徒さんもこれ言うと、来月ちょっと弓道の生徒さんが1人、全道大会に行くということになって頑張っているんですよ。そんな風に頑張っていると、ところがあるのに、相変わらずクーラーがない。暑い中でこれじゃ職員室にも、教室にもクーラーがなくて今年の夏もううだり上がってて、これだとモチベーションも上がらないでしょっていう話もあるんで、こういう事業よりも、もう少しまだ環境整備のほうをもう少し考えていただきたいなっていうところがあるので、その辺について環境整備ちょっとお願いしたいと。

さっき、光ケーブルの件ですけれども、私聞いたところ空きが出来たから、空きがあるから3か月待ちじゃないという風に聞いたんですよ。ここの部分この地域にどれだけ入ってるかわからない、管理出来てないから結局どうなるかわからないどこから引っ張ってきていいかわからないっていう話になってたんです。だからこれ、管理っていうのは今どうなってるのかどこにどんな風に線が入ってるっていうのは、管理されていない状況なのか管理作成されているのか。だからこっち、例えば美瑛町に移住してきました。貸家につきました。半年、光ケーブルつきませんという状況が管理されてないって初めから情報として入ってこないんですよ。そういうのが、初めから入ってくるんだったらそれに合わせて家を建てたりするんだけど、その辺の管理の部分っていうのはどうなってくるか、これ移住問題にも関わってくるんでちょっとお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

（「はい」の声）

○まちづくり推進課長（観音太郎君） ただいまのご質問ですけれどもまずプロポーザルの件でございしますが、こちら正直申し上げまして私プロポーザルが、公開できるものか、出来ないものかというところの制度を理解しておりませんで、そこの制度のところを確認させていただきたいというところでございます。

次に美瑛高校の環境整備の件につきまして、先日議員から、議員協議会の中でそのようなお話をいただきまして、私も別個に先生方教職員からお話は伺っております。ですので、どのような形になるか、今ここでお約束は出来ませんが、その辺の環境整備については改善に努めたいという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

（「はい」の声）

○総務課長（新村 猛君） 光ケーブルの関係なんですが、管理出来ていないというのがどういふことで伝えたのかちょっと承知はしておりませんが、光ケーブルについてはこのIRU契約で、自治体がですね設備を整備をして、それを、NTTなりがですね、ブロードバンドサービスを提供するといった形態をとっております。それで、実際ですねその地域ごと、そのか所か所で、光回線がですねどの程度使われているのかというのがですね、なかなか町としては、把握がちょっとなかなか難しいという意図ではなかったのかなという風に思っております。いずれにしてもですね、そういった長期間、光回線が使えないといったような状況を今後生まないようにですね、当初の予算組みの工夫も含めてですね、今後、検討していきたいという風に考えております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

（「はい」の声）

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。これは最後の補足なんですけれども、大体中心市街地活性化事業これ、全体的にもし何か見込んでいる、どのくらいの規模何億とかそういうもし見込んでいる規模があれば教えていただきたいです。あと、活性化いいですこれ。あと光ケーブルなんですけれども、これから先住んだ人に対して光ケーブルどのくらいの状況だよっていうのは、もう教えてもらえない。やっぱり付けてみないと分からない、たしかブラックボックスなかに6本入ってその中から8本だったかな。それがいっぱいになるともう他所から引っ張ってこなきゃいけない。それに工事にもものすごくどこから持ってくるかというのを見つけてこなくなっちゃいけないのにすごく暇が時間がかかると。これアパートなんかでも同じことで、アパートに入って6か月使えないこれ、お店やってる人だったら、電話、ファクス、インターネット、これが半年使えないったらもう本当死活問題なんですよね。だからもう少し管理っていうところをどんな風にしていくのか、そして、どのくらいの工事がかかるのかというの事業者さん任せじゃなくて、こちらのほうから、町のほうからちゃんとインフラ整備なんで、説明できるような体制にしていきたいと思っておりますけれども考えをお願いします。

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくりづくり推進課長。

（「はい」の声）

○まちづくり推進課長（観音太郎君） ただいまのご質問全体のイメージというか、概要という

ことをごさいますけれども、こちらについてはですね、先ほど町長から答弁がありましたとおりですね、イメージとしてはありますけれども、青写真、これをもとにというのはもちろんこれからということをごさいますので、大まかな範囲、それから事業費、あるいは事業にかかる年数等については、今後の協議会の中での協議で進めてまいり、それについてはきちんと公開してまいりたいという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

（「はい」の声）

○総務課長（新村 猛君） 光回線の関係ですけども、当初、美瑛町で整備した計画としては、加入率が約6割という、一応見通しで、当初、投資をしてきたというところをごさいます、現状今その6割にほぼほぼ達成しているということで、その地域なり地区ごとにですね、状況はちょっと異なってくるんですが、総体的にはほぼ空きがなくなっているという状況がまず背景にはごさいます。その中でそういった町民の皆様にご不便、長期間にわたってご不便をかけないような、仕組みとかですね、対応というのはですね、NTT等も町とですね、一緒になってちょっと今後考えていきたいなど、検討していきたいという風には思っております。はい。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に行きます。

次に議案集の14頁及び15頁、第3款民生費及び第4款、衛生費について質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番をごさいます。説明欄（1）の合併処理浄化槽設置整備事業についてごさいます。こちらつかみで結構なんですけれども、この今回設置数が増えて申請数が上がったと。それで、どのような事情といたしますかですね、郊外に移住されてきた方が増えてそれでこういう風になってるのか、件数と何か内訳といたしますかねどのようなものなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 建設水道課長。

（「はい」の声）

○建設水道課長（今瀧 毅君） 設置者の状況をごさいます、予算措置当初の予算措置につきましては、ここ数年遡った平均で、予算要求をさしてもらっている状況をごさいます。で、今回追加補正をお願いした部分に関しましては、内訳としましては移住者の数が増えたことによりまして、郊外に建設する住宅が増えてごさいます。で、現在のところ予算措置としては9件

分の予算を措置しているところがございますけれども、今のところ10件ほどの申請が上がっているところで、1件ほど今後未定でございますけれどもという形で予算措置をさせていただきまして、2件ほどの増額要望追加補正の要望をさしていただいているといった状況でございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

13時まで休憩いたします。

休憩宣言（午前11時49分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、議案集の14頁から17頁まで、第6款農林水産業費及び第7款商工費について質疑を許します。

（「はい」の声）

12番、山本議員。

○12番（山本賢一議員） 2番、山本です。6款1項2目、農業振興費の中の説明欄（1）麦大豆生産技術向上事業費なんですけれども、この内容を具体的にどういうもの行われたのか、伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

（「はい」の声）

○農林課長（平間克哉君） （1）のですね麦大豆生産技術向上事業でございますけれども、これにつきましては、町内でのですね三機械利用組合、コンバイン組合ですけれども、に対してですが、3台、それぞれ1台ずつですね、麦のコンバインを導入するという事業になっております。

○議長（野村祐司議員） 12番、山本議員。

（「はい」の声）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。今回の各利用組合のコンバインの導入ということですが、コロナ禍以前から比べますと、非常にこの大型コンバインの価格というのは非常に高くなっておりまして、その当時から比べますともう1.5倍から下手すると倍ぐらいになっているということで、こういう事業等がないとなかなか更新ですとか、増車ですとかそういうのは出来ないような状況になっております。今後ともですね、今回道の支援ということになっておりますけれども、ほかにも、利用組合たくさんございます。今後ともですねこういう事業は継続的にやっぱりやっていかないとなかなか、今の農業情勢、麦非常に増えておりますので、今後ともこういうような事業を積極的に活用できるような、そういうような体制を整えてほしいなと思うんで、その辺についてはいかがでしょうか。



○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

（「はい」の声）

○農林課長（平間克哉君） 国の補助、道の補助につきましてはそれぞれですね毎年、色々内容も変わってくる部分がございますけれども、今後ともですね、その内容をですねよく精査しながらですね、コンバイン導入だとかですねその他、コンバインだけでなくですねその他の機械のほうの導入についても経費の高いものがございますので、それになるべくですね対象事業をですね、確保できるような形でですね、進めてまいりたいという風に考えております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興枙議員。

○4番（興枙勝也議員） 4番、興枙です。7款1項2目、商工業振興費、1番地域資源を生かした産業のまち、1電子地域通貨運営事業及びに電子地域通貨行政ポイント事業及び7款1項3目観光費、地域資源を生かした産業のまち、青い池管理運営事業。3点についてお聞きします。まず、電子地域通貨運営事業、これも4年目ですか、になると思うんですけども、この利用状況、経済効果、そういったものをまとめた検証データというものはあるんでしょうか。

次、電子地域通貨行政ポイント事業ですけれども、敬老祝い記念事業、これ毎年、私この時期になると言われる、いろいろ福祉関係の施設の方などから言われるんですけども、じいちゃん・ばあちゃん使えないって言って、貰っても。だからこれやっぱり、電子地域通貨っていうのはやっぱり相性が高齢者にはあまりよくないのかなっていう感じもするんですけども、これ何人を対象としている。今41万円になってますけれども、何人を対象としてポイントになってるのかっていうのをお聞きします。

それと、青い池管理運営事業、前回、駐車場の混雑緩和についての、こういった管理運営事業ということで、間口広げたり、このトイレ増設はいいんですけども、この中で料金徴収業務の中で、バー式の自動精算機をつけるという話がありましたけれども、一応これバー式だと混雑緩和にはそんなにならないんじゃないか、スマホ決済のほうがいいんじゃないかという風な意見をこの間コストもかからないしスマホ決済のほうがいいんじゃないかということちょっとご提案したんですけども、検討しますという内容だったんでそのあとどうなったのか、ちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） まず電子地域通貨運営事業に関わりますBeコインのですね、経済状況ということだと思いますけども、利用状況についてはもちろんまとめてありまして、どれだけこれに対してBeコインの利用状況があるかということは、もちろんチャージも

含めましてそれぞれの分野の利用状況というのはまとめてあります。これあくまでも町内の経済循環ということを目的にしてますので経済対策ではなく、町内の経済循環ということですから、どれだけの町民の方がどれだけBeコインのチャージをしていただいて、町内で消費してもらうかと、そういったデータをもちろん持っているということでもあります。

それから、2点目のですね、電子地域通貨行政ポイント事業につきましてはこれ保健福祉課になりますので私のほうでは飛ばしまして、青い池管理運営事業のことについてのご質問でありまして、料金の自動徴収のバー式であったら混雑緩和にはならないのではないかということでもあります。これにつきましてはですね、今年かなりの観光客の方が、青い池にお越しいただいた結果ですね、かなりの青い池の駐車場は混雑状況が、7月の中旬からずっと続いているという状況であります。これにつきましてはこの混雑状況をいかに解消するかということで我々としてですね、それから今現在駐車場の管理運営事業を行ってます事業者としてですね何度も打合せをしながらですね、どうしたら混雑緩和になり、その混雑緩和が道道十勝岳温泉美瑛線の渋滞の解消につながるかということで打合せを行いまして、その中の一つの方法として料金の自動徴収が1番な混雑の緩和になるだろうということで我々と事業者と、それから管理事業者とそれから提案をいただいた事業者といろいろと相談した結果、やはり料金の自動徴収が1番いいだろうという協議の結果、この方式になったということでもあります。我々も、いろいろな検証をしてですね実際3連休と、我々実際に駐車場に立ってですね、どういう状況であるかももちろん検証をしておりますけれども、やはり最後の料金徴収のところですね、どうしても渋滞になってしまっているという現象がありますので、これを事前精算なり行う仕組みを入れることでですね、かなり出口のところでは解消されるということでもあります。それから議員おっしゃってますけども出口のところ、スマホなりを使ってですね、精算してはどうかということでもありますけども、実際全ての方がですね、そういうスマホで電子決済できるということでもありませんし、当然現金を使いたい方も思いますし、そういう状況をですね踏まえるとですね、やはり自動徴収を行って事前精算を行うという形が1番、この解消ができるという風な結論に達したということでもあります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 高木保健福祉課長。

（「はい」の声）

○保健福祉課長（高木比斗志君） （2）の電子通貨行政ポイント事業、こちらのほうの、18敬老祝祈念事業という形で、41万円という形を計上させて、中身でございます。今回の場合ですとですね、これまで、令和元年度に1番最後に大きく、市街地敬老会を実施させていただいた経緯がございます。その中と、対象の方参加の対象とならしていただいた方は75歳以上という形でこれまで実施した経緯がございます。それを今回、美瑛町内でもコロナの関係もあります。そしてまた、当時から比べますと、高齢化高齢者の人数対象の方々人数も増えてござい

ます。その中で、間隔一定程度間隔を持って参加していただきたいという考え方のもとで、75歳から80歳という形で対象の方々を変えさせていただいて実施させていただいて、それに対象になって75歳これまで参加されてこられた方が、対象とならないという形の中で、今回お祝い記念事業という形で、こちらのほうBeコイン1,000円分という形で1,000ポイントを付加させていただくという考え方で、こちらのほう対象とさせ計上させていただいてございます。そして、対象となる方につきましてはですね市街地で75歳、正式には80歳じゃなくて79歳という形になりますが、79歳の方々について大体400人強という形で、対象の方々をここで1,000ポイント付与させていただく考え方で持っております。また、高齢者の方にBeコイン使い勝手どうなんだというご指摘もございました。私どものほうでもですねなかなか、そちらのほうについては民生委員さんとか老人クラブなんかを通しましてですねいろいろこの普及、使い勝手よく、使い方についてのいろいろ説明みたいなところも、させていただいた経緯でございます。これからもですね、なるべく使い勝手、使い方が分からないことがないように、これからもご説明させていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

（「はい」の声）

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。まず電子地域通貨ですけれども、これ利用状況のデータを取っているということなので、1回6,000、去年もたしか6,700万ぐらいのチャージ金があったんですけども、これ余してる人っていうのはどのくらいいるのか、例えば使わないでずっと持ってるような人。例えば100円ぐらい残ったらもうそのまま置いとけというような人たちも多分、死金とかタンス預金みたいなものになってるのもあると思うんですけども、そういうものも結構あるのかなというのと、データがあるんだったらそれって見せてもらうことはできるんでしょうか。提出してもらうことはできるんでしょうか。

また、電子地域通貨ポイント寿敬老祝い、やっぱりこれ、それだったらもう少し幅を広げる運用っていうのをやってもらわないと、例えば福祉に携わってる人たちがカードを預かってどっかで使ってあげるっていうことがなかなかこれやりづらいというようなこともあるんですよね。これを続けるんだったら少し運用の幅をもう少し何か広げるようなアイデアがないと本当に使えないっていう人たちが、お弁当とってあげてもお弁当はもう施設でご飯食べるから、ご飯は要らないってなると、あとお菓子でも買ってくるかかっていう話になってくるので、もう少し何かこう、地域通貨をポイントを使えるような方法をこれを続けるんだったらやってあげないのかっていうことをちょっとお聞きします。

あと、さっき相談しました。すいません。青い池管理事業ですけども、いろいろ相談しましたということでこれ、コスト比較ももちろんされてると思うんですけども、このバーを入れたときとスマホ決済した時スマホ決済っていうかその決済だけじゃなくてそこで、現金もち

ろんありますよね、現金がいいという人は。そうやった場合のコスト比較っていうのも多分されてると思うんですけどね、ちょっとお聞かせください。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） Beコインのですね、利用状況というところで、今どれだけの有効期限を切れてっていう部分についてはですね、ちょっと今すぐちょっと数字でいくらですっていうのはちょっと今数字持ってないんですけど、資料提出しろということであれば、どうなんですか。私たちは出来ますけども、これ議会としてのあれですかね。資料請求ということでもあります。それは例えば、議員、もちろん我々のところで、その話は全く出来ます。それは出来ますので、言っていただければいつでも、出せますということでもいいですか。

○議長（野村祐司議員） 資料請求は後日、回答いたします。

○商工観光交流課長（高島和浩君） ありがとうございます。それからもう1点の青い池の部分なんですけどもコストの比較はというところで今年も徴収業務とそれから駐車場の誘導業務ということで今回やっております。発注しておりますけども、当然次年度以降ですねこの比較というところになりますと当然設備をしなきゃいけない部分、それからその設備をすれば今度は料金の自動徴収で関わります管理業務委託の部分とそれから、それだけではありませんので今度は駐車場の管理業務委託、誘導業務ですね、これが発生してきますけれども、今の現況よりは料金的には下がるという風に考えてます。以上です。

○議長（野村祐司議員） 高木保健福祉課長。

（「はい」の声）

○保健福祉課長（高木比斗志君） カードの運用の使い方等々につきましてはですね、私のほうでお答えできるかどうかってちょっと難しいとこだと思うんですが、先ほどお話しさせていただいたようにですね高齢者の方が使い勝手どのようにしたらいいのかなっていうとこと、今回私先ほど話させていただいたようにですね、使い方をよく周知していけばさほど難しくないんじゃないかというお話も当然ございます。そちらの中でですね、商工観光課等も含めましてですね、使い方についてきめ細やかな使い方みたいな形でご説明させていただくような形を考えさせていただいてございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

（「はい」の声）

○4番（興柵勝也議員） ちょっとこれ聞き忘れた、電子地域通貨事業手数料。129万7,000円これというのはトラストバンクの話で毎年払っている手数料のことなのかちょっと確認させていただきます。それと、これもちょっと補足なんですけれども、敬老祝い記念事業のポイント、これも消えるものでしたっけ。時限式でしたか。とかいうのをちょっと、時限式だった

らちょっとおばあちゃんたちがせっかくもらったのにいつの間にかなくなってるみたいなことを、いう話も聞きますので、時限式にしてあげないほうがもしあげるんだったらいいのではないかと思うんですけれども、お考えをお願いします。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 今、Beコインのですね電子地域通貨運営事業手数料の部分だと思いますけれども、この手数料につきましては今年のチャージの大体見込みが9,000万ほどという風に見込んでいます。それに対しまして、手数料の中で物産公社が窓口のほうで、カードなりを持ってきていただいた方に現金で、その場でチャージするというのをやっております。これにかかります手数料と、それからクレジットカードでもチャージすることが出来ますので、このクレジットカードに対する手数料ということになります。当初の予算よりも多く、チャージの金額が増えるということに伴いまして、それぞれ物産公社のチャージ手数料とクレジットカードのチャージ手数料が、補正をお願いするという内容です。以上です。

○議長（野村祐司議員） 高木保健福祉課長。

（「はい」の声）

○保健福祉課長（高木比斗志君） 今ご指摘ありました1,000ポイント。これは、賞味期限といいますか使用期限があるのかどうかというような形のご質問だと思います。議員おっしゃるとおりですね、これまで私どものほうのBeコインの付与につきましては、使用の期限、大体年度末ないし、年度末に近い位置という形で設定させていただいているのが、これまでの流れでございます。本体のですね、Beコインのチャージなんかに伴うところの使用期限みたいなところもございますので、全体的な流れの周知も含めましてですね、年度内の、今回は年度内での使用期限ということを設定させていただくように今考えさせていただいてございます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 青田でございます。よろしく申し上げます。6款1項2目、農業振興費、説明欄（2）化学肥料低減定着対策事業と、7款1項3目観光費、青い池管理運営事業についてでございます。まず化学肥料低減定着対策事業なんですけれども、こちらのスケジュール感というか、補正が通りました、契約して発注しました、ということではいつぐらいに入ってきて、今まだ収穫全部終わってないですから、いつぐらいからですねその土壌のサンプルをとって診断が進められていくのかということがまず伺いたいのと、そして、やはり全町的にですね、そういうサンプルが集まって検査というかね、診断をしていくに当たっては、多分ピークって

というのがですねいつぐらいなるか分からないんですけども、集中することによってかなり対応される職員の方の負担といたしますかね、それがかなり集中して行われるんじゃないかなと。また、春先っていうか2月なのか3月かそれぐらいにはもう診断終わってなかったら今度肥料をどうするかっていうところ間に合わないと思うので、そのスケジュール感と職員の方のそういう体制がどんな風になるのか、それについて伺いたいと思います。

また青い池駐車場の管理運営事業についてなんですけども、これトイレなんですけれども、やはりこうこの観光地もそうなんですけどトイレ、インバウンドな日本人もあります使い方悪い人もいるし、外国人だからってことじゃないんですけども、使い方を周知するためのサインというのがですね大事になってくるんじゃないかなと思います。それやはり、例えば高速道路のトイレ、イメージしていただけたら分かるんですけど多言語でですねいろんなこう使い方、図で示してたりだとかそういうのがありますので、せっかくお金をかけて、トイレがきれいなトイレができると。それをきれいに使ってもらうためにですね、仕組みとか考え方ですね、どのような、プランとかね、アイデアで臨むのか、誰もが気持ちよく使える、そういうトイレにしてもらいたいと思いますので、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

（「はい」の声）

○農林課長（平間克哉君） 今回のですね事業に伴いますですね、機器の購入に関しましてはですね、今後ですね、補正予算を通していただいているということで、今回機器の購入につきましては、うちのほうで美瑛町のほうからですね、農業振興機構のほうに負担金としてして取得自体はですね、農業振興機構のほうで図るということにしております。特注の機械のものですから今年度につきましてはですね、今後発注かけて1月中ぐらいにはですね何とか、あと、2月というぐらいになってしまうんですけども、今年度につきましてはですね現状に機械で対応しながらということで考えております。今ですね今現状の機械が2台ございますけれども1台につきましては、農協、以前にですね農協がですね、土壌診断を行っていた機械を引き継いでいるということだからかなり古い機械であるということで、今後のですね修理についてもですねちょっと見通しが立たないと。現状では稼働しておりますけれどもまだということで、今年度についてはそのままの体制でやりながらですね、本格的にはですね次年度以降の対応になりますけれども、新たな機械を入れることによって当然ですね全体的な分析の戸数も伸びますし、現状の新たな機械についてはですねスペックとしてですね複数の診断をですね、複数の成分の土壌診断ができるということでございますので、分析のスピード的には少し上がっていくということで、現状のスタッフについてもですね時間的な軽減を図られていく中で、全体的なですね分析の個数、スピードを伸ばしてですね、対応していきたいという風に考えてございます。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

(「はい」の声)

○商工観光交流課長（高島和浩君） 青い池のですねトイレの使い方の周知という部分で、どのような取組をするのかということだと思いますけれども、まず一つは周知の部分につきましては、これまでも観光協会なりでですね、様々な公共施設のトイレの使い方についていろいろな言語を用いたりですね、なかなか予期せぬ使い方をされることに対する対応ということをいろいろ観光協会とも取り組んできておりますので、観光協会とよく相談しながらですね、どういう風に表示したら良いかと。あんまりべたべたいろんなものを張るっていうのは非常にみつともないですので、的確に見栄えよく、どう周知するかってことはきっちり考えたいなと思っています。それともう一つやはり今青い池のトイレがですね非常に個数が足りないことによって、かなりの長蛇の列が出来てしまうことで、実際には清掃業の委託をしております清掃業者の方は行っていただけてるんですけど、掃除をする暇がないというところで、どうしても汚れてしまう、清掃入ってもう一気に掃除をするけどまたすぐ次の人が来て使って、また汚れてしまうというようなことで結果的にはですね、あんまりきれいじゃないというような評価になってしまうので、今度は個数を増やすことですね、きちっと清掃業者の皆様にもきっちり清掃していただいて快適な観光地になるように心がけていきたいという風に考えてます。以上です。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番（青田知史議員） 答弁ありました。ごめんなさい私、予備知識なくて、土壌診断これ今回初めて入るかと思ったんですけど元々あらかじめ使ってるのがあるということなんです。それで、これ例えばその500万でどれだけの費用対効果ですね、費用が削減できるのか分からないんですけども、これもしいいもんであればですね、逆に言ったら、複数台あって複数台あることでもっとももっとも効果的に使えるだったらですね、もっとこう、こういうのがあったほうがいいのかとかっていう風には思ったんで、その辺りこれで、もう求められるその効果といいますかね。それで大体どれぐらいの効果が考えられるのか、もし、お手元でそういうの分かるものがあればですね教えていただきたいなと思います。

また青い池の駐車場、きっとねきれいに今後使ってもらえるとは思いますが、ただその中で私1番心配してるのが、後づけてですねいろいろやっぱり今、課長おっしゃったように、べたべたと張ってくと逆にそれ汚くなっちゃうんですね。特に、身受けられるのが、ラミネートで何でいろいろこうつくって、資料やテープで張って、テープが何か剥がれてきたりだとかっていうことになると、また結果それが何か、ちょっと何て言いますかね、見栄え悪くなってですね、こんな感じだったら汚してもいいのかなみたいな、そういう風になるかどうか分からないですけども、やっぱりその隙のないようなですね、きれいなトイレを目指していただいて、誰もが気持ちよく使えるような安心安全なトイレを目指していただきたいと思ってお

ります。それやっぱり観光というのはやっぱり、なんて言うのかな、私どこ行ってもトイレ見るんです。飲食店でもトイレきれいだなど、気持ちいいし、また来たいなと思います。観光地も同じだと思うんですよ。そういう中で本当に隙のないきれいなトイレを目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

（「はい」の声）

○農林課長（平間克哉君） 導入効果でございますけれども今現状ですと古い機械を含めた2台の体制年間ですと2,800弱ぐらいのですね、件数を処理してございます。今度また新たに機械を入れてですね、対応していくということで目標値というかですね、土壌診断の件数をこれぐらいにしたいというのは4,000件ということで考えてございます。ただ、その中でですね手数料収入が当然増えていきますし、先ほど言ったようにですね、分析の仕方が変わっていったりですねスピードが上がるとということで、逆に資材費の縮減だとかですね、あと作業負担についてもかなり軽減ができるんじゃないかということで、機械を導入を決めておりますので、一応今回ですと1,600万ぐらいの機械なんですけれども、結構高いんですけれども、この負担金というかですね補助金が500万円ございます。補助金がですね補助があって、その残りの負担部分をですね農協さんとかですね美瑛町で負担しながらですね、今回の導入を図ったということでございます。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） トイレの部分につきまして議員ご指摘のとおりですね、なかなか観光地後から後からということでラミネートでどんどん張って、季節を問わず張ったりですね、いろいろなご指摘を今までもいただいておりますので、そういうみっともないことにならないようにですね、ラミネートなりの周知については必要な部分をきれいに、集中できるように、やり方をきっちり検討していきたいと思います。隙のないようにというのがちょっとできるかどうかというのはあれなんですけれども、検討して最善を尽くしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

3番、京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） 青い池の、徴収のところなんですけど、町民は無料になっています。今度、その料金をその最後のところにとるといことになりまして、町民はどうするのかと思います。いろんな方法あると思うんですけれども、回数券にするとかね、あとスキーのリフト券が後で精算ですよ。ちょっと後で精算は私は面倒くさいかなという風に思ってますので、あ



とパスポートみたいな形にするとか、その辺は考えてらっしゃいますか。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 町民の料金というか無料の体制を今後どうしていくのかということなんですけれども、今後ですねこの駐車場の料金の自動徴収業務につきましては、プロポーザルを行ってですね、業者のほうにいろいろ提案をいただいてその中でシステム的に1番いいところと契約したいなという風に考えております。その中で、こういう無料のですね、無料をする、できるためにはどういう仕組みがあるのかっていう、今事業提案を受けているところでは、Beコインの活用とかですね、いろいろな無料券を出したらどうだとかっていういろんな案出てますので、その辺もですね、今、議員言われるようにですね1回払って、払ったものを後で請求しなかったらお金にならないっていうことではですね、なかなか利便性悪いつて言われてしまいますのでその場で無料になるような形をですね、検討して、事業者とちょっと相談していきたいという風に考えてます。以上です。

○議長（野村祐司議員） 2番、桑谷委員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） 7款1項3目、青い池のところですね。今青い池、トイレが出来ましたし、入り口が二つなりまして、スムーズになると思います。私の声で以前の古い駐車場にバス入れたらいいなっていう声もあるんですよ、あそこの有効活用はどうかさいますか。その辺ちょっとお聞きたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 元のですね奥、今の駐車場の奥にあるももとの駐車場というところなんですけども現在でもですね、手前側の駐車場がいっぱいになりそうだという予想が出来たときには、奥にバスを誘導して奥の駐車場でバスを利用するということは実際にはやっております。なかなかあそこの駐車場縦長でありましてバスを入れると、10台も入らないぐらいでして、なかなか使い勝手もよくないという部分と、それから今料金徴収をされてる部分でですね、人手も2つ、2ヶ所にすると料金も2ヶ所で取らなきゃいけないということになって非常に人手もかかるということで、なかなか常設ではちょっと難しい状況でありまして、どうしても満車になる時だけ人数をかけてですね、あそこを開けているというのが現在の状況です。今後につきましては当然、これからはですね、ひとつ渋滞になるというか、駐車場が満車になる理由としては回転の悪さというかですね、入った人がすぐ出てかない、なかなか出てこないというのが一つ、指摘されておまして、今後この入場退場が早くすることで、スムーズな入退場ができればですね、場内の満車の状況もかなり軽減される。そうすれば多くの駐車

場は元の駐車場ですね、使わなくても済むようになれば1番いいんですけども、今後どういう状況になるか分かりませんが、今の駐車場がですね満車になる場合については、致し方なくというかですね、利便性向上のために多くをまた活用するということは検討していきたいという風に考えてます。以上です。

○議長（野村祐司議員） 2番、桑谷議員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） 駐車場、あそこせつかく広い場所でありますのでね、あそこに私はね東屋とかさ、売店とかそういうのをね設けて、あそこに車の運転手なんか休む場所なんかなかったらね、そういう場所も設置して、売店始めるとやっぱり消費もいくなると思うんですけどその辺の考えはどうか。

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

（「はい」の声）

○商工観光交流課長（高島和浩君） あその元の駐車場につきましては現在国のほうで包括占用という形で、砂防指定地の中でもさらに包括占用の指定地となつてまして、それを含めた砂防指定地全体にかかっている状況であります。当然あそこを何かでそういう、収益事業みたいなことをやろうとすると、国にも許可取らなきゃいけないですし北海道に対しても、申請していかなくちゃいけないということで、一応砂防指定地のこの状況でですね、なかなかそういう、ちょっと申請は難しいかなつてというのがこちらの考え方です。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め次に進みます。

次に、議案集の18頁及び19頁、第8款土木費から10第12款諸支出金までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。18頁の10款1項3目、学校給食費の学校給食管理運営事業についてお伺いします。給食の従事員さんの雇用がすごい困難なところでの結果で、人材派遣会社を使うということになったとは思っています。今小学校も、従事員さんが難しいところだと思うんですね。それで今回、この今の給食従事員さんの雇用の現状と今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 梶原管理課長。

（「はい」の声）

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） 第10款、学校給食管理運営事業の関係でございます。

今高田議員おっしゃるとおりですね、当初、人材は人員を確保していたんですけども、自己都合でやめられてですね、現在不足していて、実際町のホームページですとか、あと、自分たちポスターをつくってですね町内の大型スーパー店とかもちょっと張り出しをして募集をかけたところなんですけど、それでも応募がないというような状況でございます。それでこのたび急遽ですね、人材派遣を活用させてもらおうということです。今後の見通しと申しますか今回あくまでもですね、緊急対策と申しますか緊急事態でやっぱ給食止めれませんので、緊急にちょっと人材派遣を考えたいなということです。今後ですけども、今現在働いてる人からもですね、若干ちょっともう単価も安いんじゃないかって話も実際ございます。あと、そういったことも含めてですね、新年度に向けましては、ちょっと単価の見直し等もちょっと検討しながらですね、引き続き直接雇用では考えてはいきたいとは思いますが、これがまた今後もですね、常時こういうの不足が生じれば派遣なり、委託等もですね、考えていかなきゃなんないのかなという風には考えてございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。同じく10款1項3目、学校給食費学校給食管理運営事業についてでございます。今、緊急避難的に、緊急対応として、委託ということ派遣会社のっていうことなんですけれども、当然派遣会社を使うことによって、その単価的にはね、1時間当たり3割ぐらいなのかな、今、金額高くなって、高上がりになると思います。ただ、派遣のところって言ったら要は、人材派遣会社をきちんと手配して、それで、人材をきちんと、何ていうかな、送り出してくれると。そういうこともあるかと思うんですけども、基本的に紹介予定派遣という言い方なんですけど、派遣会社から今来た人材を、その後今度、受け入れるとかね、そういうようなことを考えていくのか、それともやっぱりいろいろ交通費のことも多分あるかと思うんですけども、地元の方に来て働いてもらうように考えるのか、その辺りのところでは対応変わってくるかと思うんですよ。その辺りについてお考えをまず伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 梶原管理課長。

（「はい」の声）

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） 今回も人材派遣会社を使わせてもらうんですけども、そこちょっと契約が、契約と申しますか基本的には人材をいただくということで、直接町から民間の人材会社のほうに、直接お金を払うことになるかと思うんですけども、そこでですね、変な話引き抜きて言うんでしょうかね、そういうことが可能なのかどうかというところもちょっと、今のところちょっと分かりかねますので、当然委託するよりは直接雇用したほうが、金

銭的にもそういった有利ですので、基本的には直接雇用を考えていきたいなと思ってございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁をいただきました。今の引き抜きといいますかねそれ事前の契約の中で取決めしておけば、一定の報酬というかね一定の手数料を払えば、直接雇用になるように、身柄といいますかね、雇用を直接できるようになると。私は過去そういうのがあったんで、できるかとは思いますが、ただ、やはりこう短いですが、従事時間が。子育て応援団のあそこのね、保育所もそうだし、学校給食どこもやっぱりフルタイムで働くってことはなかなか難しいので、その辺についてですね、やはり将来的には、もしかすると直接これだけ世の中人材確保するのも難しい状況にあったらですね、最終的に委託も考えていかなきゃならないんじゃないのかなっていうふうなこともあります。それは、トータルでですねもしかしたら、そういうこう何ていうのかな、人材を雇用をするようなことを考えたほうがいいのかもしれないですし、やはりこう、今の現状で人材派遣使ってってことになったらですね、これからもやっぱりそういうことにつながっていくかと思っておりますので、ただ、人材派遣も、いろんな派遣会社あるかと思っております。ただそこを見極めてといいますか、今回きつとね、良い会社とご縁があったのかなと思うんですけれども、いろいろ得意分野もあるかと思っておりますがその見極めだとか、今回、どのような形でその業者さんとつながったのか経緯、あれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） 梶原管理課長。

（「はい」の声）

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） 今回の業者につきましては、まずちょっとうちのほうでですねちょっと調べまして、旭川市内で行っている人材業者のほうにちょっと確認をさせていただいたところです。今後につきましてはそこになるかですね、指名委員会のほうでちょっと決まってくるかもしれませんが、いずれにしても実際契約する会社とですね、先ほどおっしゃっていた契約の関係ですね、今後、その人との契約ができるのかどうかということもちょっと確認させていただきながらですね、進めていきたいなと思っております。先ほどちょっとおっしゃっていた、昨日も労働力不足の話もしてありましたけれども、本当にここちょっと一、二年ぐらいですね、学校給食の現場においてもそういったところが否めないってうか、人材不足も感じておりますので、本当今後状況ですね適切に把握しながら、直接雇用していくのか、また、民間派遣もしくは民間委託ということも視野にですね、検討していきたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 10款1項3目、学校給食管理。これ人が来ないっていうのはそちらでも多分いろいろお聞きしてると思うんですけど、私聞いているのはやっぱり待遇の問題ですよね。時給1,000円ぐらいで3時間ぐらいだったら、いやちょっとこれ栄養管理士の資格を持ってんだったら、もっと割がいいのがあるからっていう感じになるんです。この辺の待遇のほうを改善するほうが、人集めにはなるんじゃないんでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 梶原管理課長。

(「はい」の声)

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 実際ですねちょっと内部でも、そういったちょっと話してございます。ちょっと新年度に向けてですね、その単価の見直し等も、現在話を進めてるところですので、予算査定の中でまたそういう話もしていきたいなという風に考えてございます。

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

(「はい」の声)

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。ということ業務委託というのは今回が取りあえずやるっていうことで、次年度以降はまたそういった形に戻していく可能性がある、待遇改善して戻していく可能性があるということによろしいでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 梶原管理課長。

(「はい」の声)

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 今おっしゃるようになりますね、とりあえず今ちょっと募集をかけてもちょっと応募がないという状況でございます。新年度以降もですね、基本的には現在、直接雇用を考えてございます。単価を見直してもし来ればそれはそれで、結構なことだと思いますので、基本的には、現状といいますか直接雇用のほう今後も考えてはございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め次に進みます。

次に議案集の10頁及び11頁、歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の7頁から9頁まで。令和5年度美瑛町一般会計補正予算第4号の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の20頁から25頁まで。令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算第1号の条文並びに歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 伺います。今回ですね34万円ほどの歳入が雑入ということで、聞いております。そしてここで、今の歳入合計分ですけど、9,707万7,000円ということで、出していただきましたけれども、これだけあるのですから、今年度、さっきもちょっと出しましたが、クーラーの話なんですね。ほの香のクーラーはないんですよね。1階だけなんですね。事務所のところとデイケアのところだけなので、それをここは修繕積立でということになるかと思うんですが、そういう風なお考えがございませうか。

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

(「はい」の声)

○保健福祉課長(高木比斗志君) ほの香のエアコンについてという話でございませう。ちょっとですね、私の以前、議員のほうからですねお話いただいた経緯もありましてちょっと確認させていただいたら、若干今のお話の中よりもちょっと台数多くて、1階に3台、2階に3台という形でだけこちらのほうは共有スペースといいますか、居室や何かでない、みんなで皆さんで活動したりするところの位置づけのところは3台ずつという形で、これが妥当なのかどうか、そしてこれから先どんな風にしていくのかっていう話になりますとですね、当然指定管理者と一緒にこれまでも話させていただいてございませうし、近年、気温のほうも、これまでと違うんじゃないかというところも当然ございませうので、これから先につきましてもですね、指定管理者と全体的な施設実施者である美瑛町のほうで協議させていただきながら、設置がどこが必要なのか、ここまでのいいのかという形を検討させていただきたいと考えてございませう。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めませう。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑を行います。議案集の26頁から31頁まで。令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算第2号の条文並びに、第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めませう。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の32頁及び33頁。令和5年度美瑛町

水道事業会計補正予算（第2号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の34頁及び35頁。令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます35頁のですね、今回の補正額9万4,000円で、処理場の設備修繕という風になっております。それ先ほどの専決処分の370万もそうなんですけれども、ちょっと予算編成の技術的な考え方ってのはちょっと私、そこまで理解してないで質問してちょっと的外れだったらごめんなさい。今回のように、専決例えば370万のそういう修繕、事後対応ということで、出来ますよと。そして今回、9万7,000についてこれ補正予算で上がってくるんですけれどもね。当初予算の中にきちんと組入れて修繕費を組入れて、予備費なのかどうい、科目設定すればいいか分かんないんですけども、そういう風にやって、9万7,000円の何か補正予算をここに議案として上程するというのは、何かすごく丁寧でいいんですけども、何か一専決なのか何なのかもう少しこう、何ていうんですかね、率的にというか、効率を求めるのがいいかどうか分からないです。ただ予算編成の中で、そういう風なことができるのであればですね、繰り返し言ってるかもしれないですけどもこれから本当に上水・下水本当に修繕必要になってきますよね。それで、どのようにそのメンテナンスしていくかったら予防保全が効果的だと。ただ予防保全効果的かもしれないけれども、どっか分からないところから漏れたりだとかってのは起きるので、それであれば、予算の編成のところですね何かそういうのも、ある程度こう大まかな金額でですね、そういう風に出来ないものなのかなっていう、その今回の9万2,000円について、4万4,000円かについてどうこうということよりは、予算編成の考え方として町長の予算編成の改革いろいろこう考えてるってことあるのであれば、やはりこういうところで9万4,000の補正予算をですね、上程して、我々が審議するっていうことよりは、何かこう方法があるんじゃないかなという素朴なですね、ちょっと疑問がありますので、お考えをお聞かせください。

○議長（野村祐司議員） 岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

○水道整備室長（岩佐和男君） お答えいたします。今回のこの9万4,000円につきましては、もともと修繕費のほうはですね当初50万円きちんとつけておりました。ただ、この時期ですので、もう既に修繕したいもの、その辺につきましては修繕を全て行いまして、予算残り

5, 000円というようなところで今回、新たに予定しなかったものが壊れたということで、ちょっと中途半端ですけれども9万4, 000円ということで補正をさせていただいている経緯があります。私たちも予算編成する上では、ある程度壊れているもの、それから壊れそうなもの、こういったものをある程度、予想しながら、それから実績を積みながら、予算編成するわけなんですけれども、今回につきましては、およそこれで大体直すものは直したであろうようなことで、下水については、今後、何か壊れてもですね予算なくなってしまうので、ほかの予算から色々やりくりしながら使うか、もしくはまた、専決なり、補正なりということでまたお願いすることにしかならないんですけれども、今後におきましてもしっかり直していかなければならないものについては、しっかり予算立てしていく。急遽、本当に大きな修繕が必要だということであれば、専決なり補正なりということで議会にお願いするというように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の36頁及び37頁。令和5年度、美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

2番、桑谷委員。

○2番（桑谷 覚議員） 2番、桑谷です。議案を所得する資産、超音波審査とポータブルエックス線装置。これらの更新か新規か、またこのこの機械っていうのは、どういう内容なのかもし分かれれば教えていただきたいと思えます。

○議長（野村祐司議員） 才川町立病院事務局長。

（「はい」の声）

○町立病院事務局長（才川育代君） ご質問いただきました、今回の備品全般に関してお答えいたします。今回議案に上がってます第3条の超音波と、ポータブルエックス線装置につきましては、今回購入する4点のうち2点ということで、こちらについては公営企業法施行令の中で、重要な資産に該当するというので700万以上超えるものですので、この2点は記載しております。それ以外の2点につきましては、簡易陰圧ブースと、ベッドサイドモニターと、今記載している2点の、全部で4点になるんですけども、この補助金の、今回の補助対象ということで、簡易陰圧ブース、こちらが簡易的な診察室になりまして、こちらが今回の補正のメインになっておりまして、こちらとそれに付随する備品ということで、10分の10の補助ということで申請したものです。その中で今、更新か新規かということなんですけども、簡易陰圧ブース以外は全て更新ということになっております。以上です。



○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

2番、桑谷議員。

○2番（桑谷 覺議員） これ新しくする、これに対して、いつ頃納入できるんですか。

○議長（野村祐司議員） 才川町立病院事務局長。

（「はい」の声）

○町立病院事務局長（才川育代君） 今回これ道の補助金なんですけども、実はすごくタイトな日程で組まれておりまして、この補助の案内があったのが7月の中旬だったかと思うんですけども、申請が7月末で、納入に関しては原則9月末ということになっております。非常にタイトな日程なんですけども、条件としてはそんな形になっております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての質疑を終わります。

これで、6案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います初めに、議案第3号についての討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次、議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第8号についての討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和5年度美瑛町一般会計

補正予算（第4号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第10号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第11、議案第10号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 議案第10号、教育委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。議案集につきましては39頁となります。議案第10号は、9月30日で任期満了となります二ツ川越子氏にかわりまして、新たに教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものでございます。まず、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

濱田陽子氏におかれましては、旭川大学女子短期大学、卒業後、旭川市内の福祉施設で介護士としてお勤めされ、令和元年から農事組合法人萌育実生産組合で従事しております。家族構成は、夫と子供2人、小学校1年と3年生でいらっしゃいます。地域活動にも積極的に参加されており、教育にも関心があり、今後ますます住民の視点及び保護者の目線から教育行政に携わっていただくと、期待をしているところでございます。委員の任期につきましては、4年となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。次は討論討論であります。省略したいと思います。異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、教育委員会委員の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は同意することに決定をいたしました。

---

日程第12 議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第12、議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

新村総務課長。

(「はい」の声)

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長（新村 猛君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は38頁。新旧対照表は別冊資料1頁になります。今回の規約変更につきましては、後志広域連合が職員を採用するに当たり、退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、北海道市町村職員退職手当組合への加入に伴い、組合規約の一部を変更するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、変更に伴う新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上で、議案第9号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第9号の件を採決いたします。議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

それでは、14時15分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午後2時00分）

再開宣言（午後2時15分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

---

日程第13 認定第1号 令和4年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第6号 令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 7 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第 20 認定第 8 号 令和 4 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第 13、認定第 1 号、令和 4 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 14、認定第 2 号、令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 15、認定第 3 号、令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 16、認定第 4 号、令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 17、認定第 5 号、令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 18、認定第 6 号、令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 19、認定第 7 号、令和 4 年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第 20、認定第 8 号、令和 4 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題といたします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、認定第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

新村総務課長。

（「はい」の声）

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 認定第 1 号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は 40 頁になります。令和 4 年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。初めに議案を朗読し、その後、別冊の令和 4 年度美瑛町各会計決算書及び令和 4 年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書によりご説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の令和 4 年度美瑛町各会計決算書によりご説明いたします。歳入歳出決算書の歳入歳出それぞれ合計額のみ申し上げます。決算書 3 頁及び 4 頁になります。歳入からになります。歳入合計、予算現額 118 億 87 万 7,000 円。調定額 117 億 4,239 万 2,865 円。収入済額 117 億 2,888 万 3,457 円。不納欠損額 163 万 1,289 円。収入未済額 1,187 万 8,119 円。予算現額と収入済額との比較。7,199 万 3,543 円の減。

次に、歳出についてご説明いたします。決算書の 7 頁及び 8 頁になります。歳出合計、予算現額 118 億 87 万 7,000 円。支出済額、114 億 7,831 万 9,692 円。翌年度繰越し額 1 億 1,134 万円。不用額 2 億 1,121 万 7,308 円。予算現額と支出済額との比較。3 億 2,255 万 7,308 円。歳入歳出差引き残額 2 億 5,056 万 3,765 円。9 頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から 187 頁の充用内訳までの説明は省略させていただ

きます。

決算書の188頁になります。令和4年度一般会計実質収支に関する調書です。区分、金額の順に読み上げます。1、歳入総額117億2,888万3,457円。2、歳出総額114億7,831万9,692円。3、歳入歳出差引額、2億5,056万3,765円。4、翌年度に繰り越すべき財源、(1)継続費通次繰越額0円。繰越明許費繰越額324万7,000円。(3)事故繰越し繰越し額50万円。計374万7,000円。5、実質収支額、2億4,681万6,765円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入れ額0円です。次頁以降の財産に関する調書の説明は省略させていただきます。

次に別冊の令和4年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書によりご説明いたします。報告書1頁になります。令和4年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、令和4年度における主要な施策とその成果について報告いたします。1総括。以下、抜粋の上、朗読し説明にかえさせていただきます。

6行省略し、7行目からになります。本町の財政状況については、公債費の推移を見据えつつも、必要となる事業の実施のために、地方債の発行を行った結果、年度末の地方債残高は114億5,100万円となり、臨時財政対策債、総額28億9,900万円を除いた実質的な地方債残高が85億5,200万円となり、前年度対比7億8,600万円の減となりました。備荒資金組合超過納付金とあわせ、土地開発基金を除いた基金の総額については、本町を応援いただいている皆様からのまちづくり寄附の増や、各種財源の確保により、対前年度比1億1,300万円増の42億7,500万円となりました。長期化したコロナ禍への対応や、物価等の高騰対策の実施など緊急的な財政対応ができるよう備えつつ、まちづくりにおける貴重な財源として基金を活用し、安定した財政基盤を維持してまいります。

令和4年度の主な振興策として、地域振興では、町の将来のありたい姿を描き、実現するための目標である、「美瑛町共有ビジョン」で掲げた七つの柱を基本とする「第6次美瑛町まちづくり総合計画」を策定しました。本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を基本計画とし、SDGsの概念を念頭に置きながら、本町が実施すべき分野別の施策を体系化したものです。

今後は本計画に基づき、令和時代の新たな価値創造や、様々な地域課題の解決に向けて、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、まちづくりを推進してまいります。

2頁になります。5行省略し、6行目からになります。移住対策については、移住希望者のニーズに寄り添った相談体制を整えるとともに、町全体で移住者を迎え入れるため「丘のまちびえい移住定住促進協議会」との連携により、移住希望者と町民との距離が縮められるコミュニティの形成を図ることで、移住者それぞれが抱える課題の解消に向け、官民一体となった取組を推進しました。

以下、5行省略します。農業振興では、好天に恵まれて豊作基調となった一方で、生産資材価格等の高騰により農業経営が圧迫されたことから、物価高騰対策として肥料購入費等の助成を始めとする支援を行いました。実需者からの評価も高い高品質な美瑛小麦の振興に向けて、町内外の小麦関係者が連携した取組を推進するとともに、遊休施設を活用した小麦の乾燥施設の整備に対して支援を行いました。

以下、15行省略し、3頁の6行目からになります。林業では、林業事業者の担い手対策のため、私有林等整備事業及び林業担い手確保育成支援事業により、森林整備への補助や、高性能林業機械等の導入支援を行いました。以下、4行省略します。商工業の振興では、SDGsの取組を経営に加味し、持続可能な経営を目指す事業者を支援する中小企業者等SDGs推進事業を新設するとともに、電子地域通貨運営事業においては、チャージ5%キャンペーンの適宜実施や、クレジットカードチャージの取扱いを開始するなど、Bコインのさらなる普及拡大に向けた取組を推進しました。

観光振興では、持続可能な観光目的地づくりに向けた取組を推進するため、美瑛町持続可能な観光目的地実現条例を制定しました。また、宿泊助成「びえい割」の発行や観光周遊バスの運行支援と合わせて、観光客に対する情報発信やプロモーション活動等にも取り組み、観光入込数は181万9,000人となり、新型コロナによる影響から回復する兆しが見られました。

社会福祉では、交通弱者に対するハイヤー料金助成、高齢者・障がい者福祉サービスの提供のほか、電気・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等事業者に対し、美瑛町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業により、財政的及び安定的な地域医療等提供体制の維持継続を図るための支援を実施しました。また、低所得者における生活の安定を目的とした物価高騰に対する生活支援事業を実施しました。

以下6行省略し、4頁の5行目からになります。道路網の整備では、町道北瑛旭第6線道路改良舗装事業をはじめ、改良舗装事業等12路線のほか、道路維持補修事業、交通安全対策事業及び除排雪対策事業を実施し、交通の安全確保と、日常生活における利便性の向上を図りました。町民の交流の場である公園については、利用者が快適に過ごせるよう適切な管理に努め、引き続き憩ヶ森公園の整備を進め、さくら公園、東町公園の老朽化が進んだ遊具を更新するとともに、寿公園に徒渉池を整備し、公園利用の活性化を図りました。

学校教育では新型コロナの対策を講じ、制約のある中での教育活動となりましたが、子供たち一人一人が持つ可能性を最大限に生かせるよう、キャリア教育や、ふるさと学習を積極的に取り組みました。また、きめ細かな質の高い教育を進めるべく、教育指導助手や支援教育専門員を配置するとともに、学校に通うことに抵抗感のある子供の居場所づくりを目的として、新たにMy Spaceを開設するなど、全ての子供の育ちに合わせた教育の推進に努めました。

以下、17行省略し、5頁の6行目からになります。令和4年度末における財政指標は、経

常収支比率が85.4%となり、一部事務組合や公営企業会計などに対する元利償還金への繰出金なども含めた実質公債費比率は12.5%となりました。今後も安定した財政運営を行える状況ではありますが、アフターコロナにおける経済回復がまだ安定しない状況、生活を直撃する物価高騰など、暮らしにおける不安が拭い切れない状況が続いています。町民の皆さまの日常生活を守ることはもちろん、経済活動の振興や雇用の確保、人口増加に向けた取組など、将来に向けたまちづくり施策を実施し、今後も活気あふれる「丘のまちびえい」を皆さまとともにつくってまいります。以下、6頁から66頁までの説明は省略させていただきます。以上で、認定第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、認定第2号について、提案理由の説明を求めます。

高木保健福祉課長。

（「はい」の声）

（保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇）

○保健福祉課長（高木比斗志君） 認定第2号の提案理由についてご説明させていただきます。

議案書につきましては41頁になります。認定第2号につきましては、令和4年度的美瑛町老人保健施設事業特別会計歳出歳入決算の認定をお願いするものです。初めに、議案条文を朗読させていただきます、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の美瑛町、各会計決算書の196頁、197頁になります。歳入歳出決算の歳入歳出とも、合計額のみ申し上げます。収入では、歳入合計、予算現額1億801万6,000円、認定額、1億801万1,126円、収入済額1億801万1,126円、不納欠損額0円、収入未済額0円。予算現額と収入済額の比較、比較は4,874円の減です。

歳出では、歳出合計、予算現額1億801万6,000円、支出済額、1億800万9,740円。翌年度繰越し額0円、予算現額と支出済額の比較は6,260円です。歳入歳出差引き額1,386円です。

以下、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

次に、202頁になります。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1億801万1,126円。2番、歳出総額1億800万9,740円。3、歳入歳出差引き額1,386円。4、翌年に繰り越すべき財源は0円。5、実質収支額1,386円。6、実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による。基金繰入金は0円。

以下、財産に関する調書につきましては省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告の67頁になります。朗読をもちまして説明させていただきます。令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計に係る行政報告、8行目からになります。



要介護高齢者にとってふさわしい生活の場、住み慣れた家庭であり、家庭の復帰を目指すため、その自立を支援しながら必要なケアとサービスを提供してきました。指定管理者による施設運営を行い、指定管理者自らの発想を運営に生かした介護サービスを提供するとともに、介護の現場で迅速で柔軟な対応ができる体制づくりに努めました。

歳入歳出決算では、歳入総額が1億801万2,000円に対し、歳出総額は1億801万円で、差引き2,000円の繰越しとなりました。

以下、歳出歳入につきましては省略させていただきます。以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、認定第3号について、提案理由の説明を求めます。

平間農林課長。

（「はい」の声）

（農林課長 平間 克哉君 登壇）

○農林課長（平間克哉君） 認定第3号の提案理由についてご説明いたします。議案集は42頁になります。平和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明をいたします。各会計決算書の203頁、204頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額1,937万4000円、調定額1,877万663円。収入済額1,877万663円、不納欠損額、収入未済額はともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は60万3,337円の減。

歳出、予算現額1,937万4,000円、支出済額1,877万663円、翌年度繰越し額0円、不用額60万3,337円でございます。予算現額と支出済額との比較は60万3,337万円の減でございます。歳入歳出差引き残額は0円となります。

次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。次に、209頁になります。実質収支に関する調書です。1、歳入総額1,877万663円。2、歳出総額1,877万663円。3、歳入歳出差引額、4、翌年度に繰り越すべき財源、5、実質収支額及び6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はいずれも0円です。

次頁の財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書69頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

平和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第

5項の規定により、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計の決算について、下記のとおり報告します。美瑛町農業研修施設事業は、美瑛町農業技術研修センター「みのり」を多くの農業者等の皆様にご利用いただいております。また、美瑛町農業担い手研修センター「美進」では、担い手となる新規就農者のための研修施設として運営を行っております。「美進」の実践圃場では1名の研修生がハウストマトの栽培に取組、トマト約10トンの生産出荷となりました。その実践経験をもとに、新規就農者として、地域農業の新たな担い手に加わりました。

令和4年度の決算では、歳入歳出の総額はいずれも1,877万1,000円となりました。

以下、歳入歳出につきましては朗読を省略させていただきます。以上で、認定第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、日程第4号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は43頁になります。令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計、歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告、報告書によりご説明申し上げます。決算書は211頁、212頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額3,466万4,000円、調定額3,466万2,744円。収入済額3,466万2,744円。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は1,256円の減でございます。

歳出、予算現額3,466万4,000円。支出済額2,848万190円。翌年度繰越し額、0円。不用額618万3,810円、予算現額と支出済額との比較は618万3,810円でございます。歳入歳出差引き残額は618万2,554円でございます。なお、この残額は、美瑛町水力発電事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いでおります。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、219頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額3,466万2,744円。2、歳出総額2,848万190円。3、歳入歳出差引き額618万2,554円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額618万2,554円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は、0円でございます。

財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書70頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計の決算について、下記のとおり報告します。美瑛町水力発電事業は、基幹水利施設の安定的な維持管理・運営に資する目的で造成され、売電収入によって、施設の維持管理に必要な財源の確保に努めてまいりました。令和5年4月1日からの公営企業会計方式の適用に伴い、令和5年3月31日をもって終了する「打ち切り決算」となりました。このため、出納整理期間は存在せず、打ち切り時点での未払金は、歳入歳出決算事項別明細書の不用額に含まれ、また、未払金は、令和5年度の特例的支出として整理するものとなります。

歳入歳出決算では、歳入総額3,466万3,000円に対し、歳出総額2,848万円で差引き618万3,000円となり、差引き残額については、令和5年度美瑛町水力発電事業会計に引継ぎました。

以下、歳入歳出につきましては朗読を省略させていただきます。以上で、認定第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長さんは留まってください。次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は44頁になります。令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に関する行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は220頁、221頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額1億1,732万7,000円。調定額1億1,872万2,152円。収入済額1億1,872万2,152円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は139万5,152円でございます。

歳出、予算現額1億1,732万7,000円。支出済額1億1,577万1,387円。翌年度繰越額0円。不用額155万5,613円。予算現額と支出済額との比較は155万5,613円でございます。歳入歳出差引き残額は295万765円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、228頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上

げます。1、歳入総額1億1,872万2,152円。2、歳出総額1億1,577万1,387円。3、歳入歳出差引額295万765円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額295万765円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金0円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書の72頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計の決算については、下記のとおり報告します。美瑛町白金泉源事業は、本町における観光の大きな魅力の一つである、白金エリアの宿泊施設等に天然温泉「かけ流し100%の湯」を安定供給するため、泉源井21号井の新設事業を実施し、湯温の上昇及び1年を通じて、必要な湯量の確保に努めてまいりました。また、泉源施設の適切な維持管理を行うため、15号井泉源予備ポンプの更新を行いました。歳入歳出決算では、歳入総額1億1,872万2,000円に対し、歳出総額1億1,577万1,000円で、差引き295万1,000円の繰越しとなりました。

以下、歳入歳出につきましては朗読を省略させていただきます。以上で、認定第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長そのまま留まってください。

次に、認定第6号について、提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は45頁になります。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書並びに決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は230頁、231頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額2億9,366万1,000円、調定額2億8,975万1,255円。収入済額2億7,103万4,143円。不納欠損額51万2,934円。収入未済額1,820万4,178円でございます。予算現額と収入済額との比較は、2,262万6,857円の減でございます。

歳出、予算現額2億9,366万1,000円、支出済額2億6,521万4,542円。翌年度繰越し額0円。不用額2,844万6,458円。予算現額と支出済額との比較は2,844万6,458円でございます。歳入歳出差引残額、581万9,601円ござい

ます。なおこの残額は、美瑛町公共下水道事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いでおります。

次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、238頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額2億7,103万4,143円。2、歳出総額2億6,521万4,542円。3、歳入歳出差引額581万9,601円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額581万9,601円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額0円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の74頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。美瑛町公共下水道事業は、公衆衛生の向上及び、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の適切な維持管理に努めてまいりました。昭和61年9月、終末処理場が供用開始し、本年度末の現況は、処理区域人口6,395人、(普及率67.2%)となり、このうち、水洗化戸数3,387戸、水洗化人口6,301人(水洗化率98.5%)となりました。終末処理場の適正な維持管理と、ストックマネジメント計画に基づいた設備機器等の改修更新を実施し、施設の長寿命化を図りました。

令和5年4月1日からの公営企業会計方式の適用に伴い、令和5年3月31日をもって終了とする「打切り決算」となりました。このため、出納整理期間は存在せず、打切り時点での未収金及び未払金は、歳入歳出決算事項別明細書の「収入未済額」や「不用額」に含まれ、また、未収金と未払金は、令和5年度の特例的収入及び特例的支出として整理するものになります。

歳入歳出決算では、歳入総額2億7,103万4,000円に対し、歳出総額2億6,521万4,000円で、差引き582万円となり、差引残額については、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計に引継ぎました。

以下、歳入歳出につきましては朗読を省略させていただきます。以上で、認定第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長は留まっています。

次に、認定第7号について、提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

○水道整備室長(岩佐和男君) 認定第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は46頁になります。令和4年度美瑛町水道事業会計決算の認定をお願いするものでござ

います。初めに議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は240頁になります。令和4年度美瑛町水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億672万4,000円。補正予算額6万1,000円の追加、合計3億678万5,000円、決算額3億42万3,614円。予算額に比べ決算額の増減、636万1,386円の減。

支出、第1款水道事業費用、当初予算額3億672万4,000円、補正予算額6万1,000円の追加、合計3億678万5,000円、決算額3億395万6,152円。不用額282万8,848円。棚卸資産購入限度額、予算第9条執行に伴う仮払い消費税及び地方消費税は5万3,571円である。

次に、241頁になります。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額3,249万1,000円、補正予算額364万7,000円の減額、合計2,884万4,000円。決算額2,884万2,574円。予算額に比べ決算額の増減、1,426円の減。支出、第1款資本的支出、当初予算額1億1,742万6,000円。補正予算額1,180万9,000円の減額、合計1億561万7,000円、決算額1億548万7,825円。不用額12万9,175円。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額7,664万5,251円は、当年度消費税資本的収支調整額345万7,244円、過年度分損益勘定留保資金7,318万8,007円で補填した。

以下、財務諸表及び決算付属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書77頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。令和4年度美瑛町水道事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和4年度美瑛町水道事業会計決算について下記のとおり報告します。1、総括事項。水道事業は、年間有収水量が100万9,791立方メートル、配水量に占める有収率が83.5%となり、町民の豊かで快適な日常生活や産業活動を支えるため、安定供給と適正管理に努めてまいりました。経営状況については、給水人口が減少している中で、給水戸数は横ばいで推移しており、年間有収水量は前年度より増加したものの、物価高の影響等により、費用が増大したことから、704万3,000円の純損失となりました。建設工事では消火栓の更新工事、配水管の新設及び布設替工事を実施したほか、安定的な給水を確保するため、浄水場の設備更新工事等を行いました。

また、水道施設の適切な維持管理を行うため、車両1台を更新しました。2、経営状況、第

3条予算の損益は、総収益が前年度比74万3,000円(0.3%減)の2億7,920万3,000円。総費用が、前年度比817万7,000円(2.9%増)の2億8,624万6,000円となりました。事業収支の構成比は、収益が営業収益74.8%、営業外収益25.2%、費用が営業費用、97%、営業外費用、1.4%、特別損失、1.6%です。

以下については朗読を省略させていただきます。以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

才川町立病院事務局長。

(「はい」の声)

(町立病院事務局長 才川 育代君 登壇)

○町立病院事務局長(才川育代君) 認定第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集は47頁です。認定第8号は、令和4年度美瑛町立病院事業会計の決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の262頁。令和4年度美瑛町立病院事業会計決算報告書です。1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。初めに収入です。第1款病院事業収益、当初予算額11億7,573万円。補正予算額1,671万9,000円の増額、予算額合計11億9,244万9,000円。決算額11億661万7,337円。予算額に比べ決算額の増減は8,583万1,663円の減です。

次に支出です。第1款病院事業費用、当初予算額11億7,573万円。補正予算額1,671万9,000円の増額、予算額合計11億9,244万9,000円。決算額11億4,481万2,104円。不用額4,763万6,896円。

次に、263頁。資本的収入及び支出の収入から、資本的収入は総額のみを申し上げます。第1款資本的収入、当初予算額8,751万4,000円。補正予算額238万2,000円の減額。予算額合計8,513万2,000円。決算額、8,513万1,500円。予算額に比べ決算額の増減は500円の減です。

資本的支出につきましても同じく総額のみを申し上げます。第1款資本的支出、当初予算額1億9,993万2,000円。補正予算額666万6,000円の減額。予算額合計1億9,326万6,000円。決算額1億9,326万4,824円。不用額は1,176円です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億813万3,324円は、当年度消費税資本的収支調整額260万4,377円、過年度分損益勘定留保資金1億552万8,947円で補填いたしました。

以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の80頁です。朗読をもって報告といたします。令和4年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和4年度美瑛町立病院事業会計の決算について、下記のとおり報告します。1、総括事項、令和4年度は、引き続き2類感染症に位置づけられた新型コロナウイルス感染症への対応とともに、新型コロナウイルスワクチン接種が当院における中心的な業務となりました。

以下、17行を省略し、下から4行目、医業収益は、からになります。医業収益は、感染症と常勤医師退職の影響を強く受け、院内感染防止のための来院控え、入院制限も継続したため患者数減少を理由として入院収益、外来収益とも前年を下回りました。医業費用では、燃料価格・光熱水費の急激な上昇分が上乘せされ、支出削減には至りませんでした。業務委託内容の根本的な見直し、薬価交渉による薬品等の廉価購入と、在庫の適正管理他、可能な限りの経費縮減を常時行ってまいりました。

令和4年度の第3条予算収益的収支の損益では、総収益が11億193万円。総支出が11億4,705万3,000円となりました。第4条予算資本的収支では、老朽化したCT装置及び維持システムの更新のための資産取得、企業債償還を行っています。

以下2行及び2の利用状況以降を省略させていただきます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。大西代表監査委員。

（「はい」の声）

（代表監査委員 大西 宣充君 登壇）

○代表監査委員（大西宣充君） 監査委員から令和4年度美瑛町一般会計特別会計基金運用状況等決算審査意見及び、令和4年度美瑛町公営企業会計決算審査意見を申し上げます。

別冊資料の3頁、決算審査意見書をお開き願います。初めに、令和4年度美瑛町一般会計、特別会計基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。審査の対象は、第1号、令和4年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から、第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2、審査の期間は令和5年8月1日から、8月4日まで。4日間実施いたしました。なお、3、審査の会場及び4、審査の方法についてはご覧のとおりとなっております。審査の結果については、各会計決算について内容を慎重に審査した結果、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について申し上げます。初めに、一般会計ですが頁数は5頁から10頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。10頁、総括意見といたしまして、令和4年度決算は、引き続き新型コロナ対策を実施するとともに、昨今の原油価格、物価高騰などの社会情勢に対策を講じ、安定した



町民の生活を守りながら、一方では、観光振興に力点を置き、宿泊助成びえい割の発行、観光周遊バスへの運行支援、情報発信やプロモーション活動の取組により、観光入込数においては、回復の兆しを見せている。

基幹産業である農業分野においては、豊作となり過去最高の農業生産額となったものの、肥料・燃料などの高騰による農業経営の圧迫を緩和すべく生産資材費等に対する補助を実施。このほか、移住定住対策において、引き続き定住住宅取得事業や、民間賃貸住宅の家賃助成、移住相談などを積極的に実施し、転入が転出を上回る「社会増」となるなど、あらゆる側面において、効果の見える事業決算となっている。

以下省略しまして下から8行目からです。今後においては、子ども子育てなど福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素の推進、公共施設等の更新・長寿命化対策、激甚化する自然災害への防災対策など、従来にも増して取り組むべき事項が拡大する中で、引き続き安全・安心に暮らせるまちづくりと、将来にわたり持続的に発展していくための取組も当然求められている。これら多くの懸案事項がある中で、あらゆる世代が安心して暮らしていけるまちの創出のため、町税、地方交付税などの財源を確保しつつ、明確に現状を把握した上で適正な予算配分を行い、将来に向けた持続可能な財政、行財政運営の推進に努められたい。

次に、11頁から13頁、特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては、記載のとおりとなっておりますので省略させていただきます。

最後に14頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果正確であることを認めます。詳細については記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

以上審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略しましたところについては、後ほどご覧願います。

続きまして、令和4年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別冊資料の16頁、決算審査意見書をお開き願います。1、審査の対象は、令和4年度美瑛町水道事業会計及び令和4年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間は、令和5年7月13日と14日の2日間で実施いたしました。3、審査については省略いたします。4、審査の結果については、両会計決算について内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について申し上げます。初めに美瑛町水道事業会計です。ページ数は17頁から20頁になります。詳細については記載のとおりですので、省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、前段省略しまして、20頁下から6行目からです。今後においても、計画的な施設更新が求められる中、経営環境については、給水人口の減に加え、物価高という社会情勢を踏まえ、経営基盤の強化が図られるよう、引き

続き経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と、効率的な事業運営、住民サービス向上に努められるよう一層望むものである。また、未収金については、実質増額となっていることから、引き続き納付方法の啓発など工夫を凝らし、計画的な徴収に努められたい。

次に、町立病院事業会計です。頁数は21頁から25頁になります。同じく詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、前段省略しまして、24頁下から6行目からです。今後においても引き続き病院運営の根幹である医師確保の課題、患者数の減少など、外部環境の変化により医業収益が左右され、さらに、新型コロナワクチン接種の完全個別接種化なども踏まえ、一般診療及び健診業務などの通常業務との両立が求められる中、サービスを提供する職員の満足度を保ちながら人員を配置することも重要となり、病院運営に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

また物価の高騰による経常経費の増加や医療機器等の更新、人件費の増に伴う影響等が想定され、さらに厳しい経営状況が予想される場所である。経営改善を図るためには、客観的な視点に立ち病院経営を定量的に評価し、現状を正確に把握することが必要であり、その上で今後策定される病院新改革プランにおいて、中長期的な展望に立った経営方針を盛り込むなどし、そのビジョンの実現に向けた取組を実践することで、病院経営の改善・安定化が図られるよう努めていただきたい。

以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略したところについては、後ほどご覧願います。以上、監査委員からの審査意見については、以上であります。

○議長（野村祐司議員） これから、総括質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、8案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、認定第1号について総括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第2号についての総括質疑を終わります。

次に認定第3号について総括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第3号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第4号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第5号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第6号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第7号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第8号についての総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっています、日程第13、認定第1号から日程第20、認定8号までの8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和5年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています、8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く、12名の委員で構成する令和5年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定いたしました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。しばらく休憩をいたします。

休憩宣言（午後3時19分）

再開宣言（午後3時36分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、令和5年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。決算審査特別委員会の委員長に5番、保田仁議員。副委員長に12番、山本賢一議員。以上のとおりであります。

---

日程第21 報告第1号 令和4年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第21、報告第1号、令和4年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

新村総務課長。

（「はい」の声）

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 報告第1号の内容につきましてご説明いたします。議案集は48頁及び49頁。監査委員の審査意見は、別冊資料26頁から31頁までになります。今回の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について報告するものです。初めに議案を朗読し、その後、内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、議案集49頁になります。はじめに、美瑛町健全化判断比率の状況です。比率区分、令和4年度の欄の順で読み上げます。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率12.5%、将来負担比率27.9%。いずれの比率とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況です。令和4年度は、いずれの会計区分におきましても資金不足はありません。

なお、別冊資料の監査委員の審査意見の説明は省略させていただきます。以上で、報告第1号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を回り、終わります。

お諮りします。報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わり、

---

## 日程第22 報告第2号 債権の放棄について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第22、報告第2号、債権の放棄についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

川合税務課長。

（「はい」の声）

(税務課長 川合 美智代君 登壇)

○**税務課長(川合美智代君)** 報告第2号につきましてご説明いたします。議案集は50頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行された美瑛町の債権管理に関する条例により債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき、債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものです。以下、朗読をもちまして報告いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○**議長(野村祐司議員)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

日程第23 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

---

○**議長(野村祐司議員)** 日程第23、選挙第1号、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員及び同補充員は議長が指名することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩宣言(午後3時42分)

再開宣言(午後3時44分)

○**議長(野村祐司議員)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、選挙管理委員の指名を行います。選挙管理委員には、美瑛町栄町4丁目6番24号、平田 稔明さん。美瑛町中町1丁目3番34号、矢野 博幸さん。美瑛町字朗根内、白川 徳明さん。美瑛町東町3丁目5番3号、中島 千津子さん。以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました美瑛町栄町4丁目6番24号、平田 稔明さん。美瑛町中町1丁目3番34号、矢野 博幸さん。美瑛町字朗根内、白川 徳明さん。美瑛町東町3丁目5番3号、中島 千津子さん。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理補充員には、第1順位、美瑛町本町3丁目2番21号、坂上 安司さん。第2順位、美瑛町字瑠辺薬共和、江花 恵さん。第3順位、美瑛町字美沢共立、笹本 幹也さん。第4順位、美瑛町花園2丁目2番12号、樫山尚代さん。以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長から指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位、美瑛町本町3丁目2番21号、坂上安司さん、第2順位、美瑛町字瑠辺薬共和、江花恵さん、第3順位、美瑛町字美沢共立、笹本 幹也さん、第4順位、美瑛町花園2丁目2番12号、樫山尚代さん。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

---

日程第24 意見書案第8号 肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第24、意見書案第8号、肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書についての件を議題といたします。本件について、趣旨説明を求めます。

8番、坂田昌則議員。

(「はい」の声)

(8番 坂田 昌則議員 登壇)

○8番（坂田昌則議員） 意見書案第8号、肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書について。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第24、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保に求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第25 意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第25、意見書案第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を議題といたします。本件について趣旨説明を求めます。

12番、山本賢一議員。

(「はい」の声)

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員) 意見書案第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第25、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、国土強靱化に

資する社会資本整備等に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

#### 日程第26 議員の派遣について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第26、議員の派遣についての件を議題といたします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定をいたしました。なお、派遣場所に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、ご了承を願います。

---

#### 日程第27 所管事務調査の申し出について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第27、所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。本件について、総務文教常任委員会委員長、八木幹男議員、産業経済常任委員会委員長、山本賢一議員。議会運営委員会委員長、杉山勝雄議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長から申し出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定をいたしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 閉会宣告

---

○議長(野村祐司議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたします。



した。会議を閉じます。令和5年第5回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会挨拶

---

○議長(野村祐司議員) 第5回美瑛町議会定例会閉会にあたり、ひとつご挨拶を申し上げます。今回の定例会、各議員から、それこそ町民生活に密着した多数の意見が寄せられました。理事者にあっても、これら行政活動あるいは事業推進に反映されることを祈念しながら、閉会をいたします。長時間のご論議、本当にありがとうございました。これで散会といたします。ご苦勞さまでした。

午後3時56分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年12月14日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 青田 知史

議員 坂田 昌則